

平成30年度 地方公共団体（公民館・生涯学習センター等）へのアンケート調査結果（抜粋）

1 目的

学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等の収集

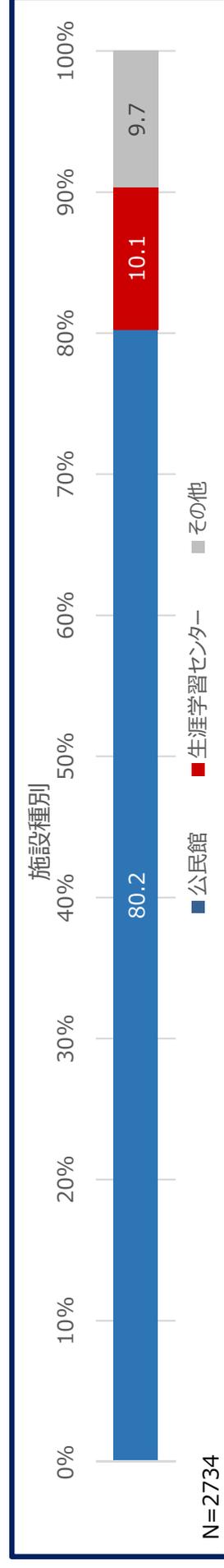
2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるメールアンケート調査

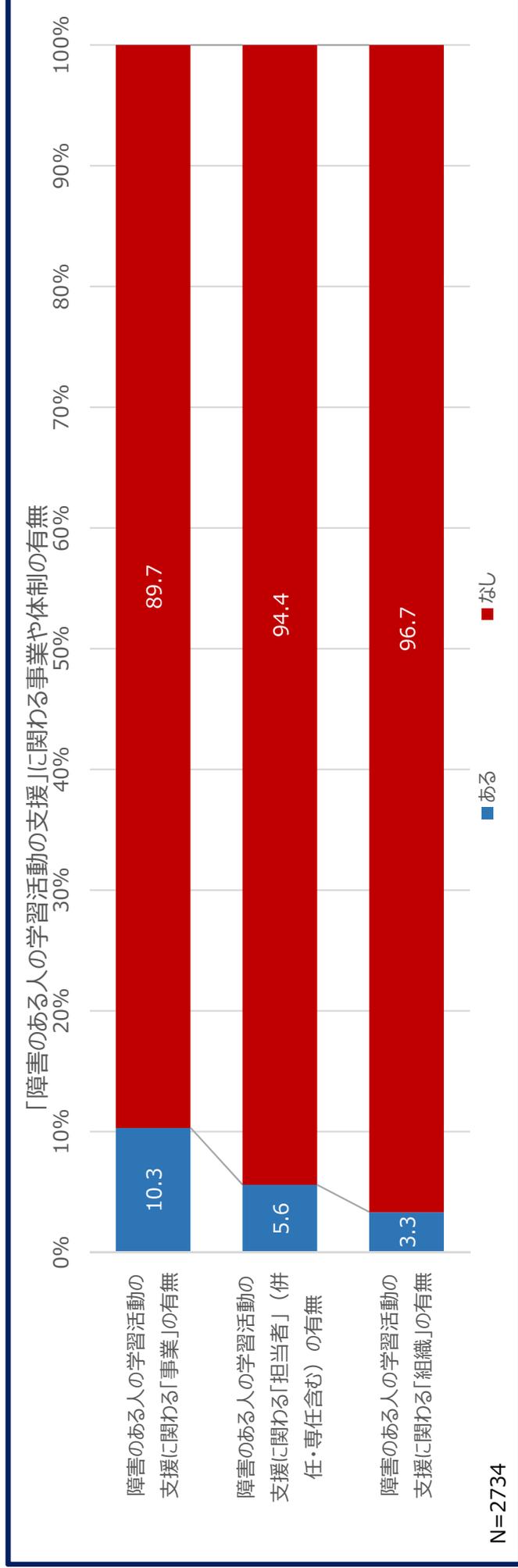
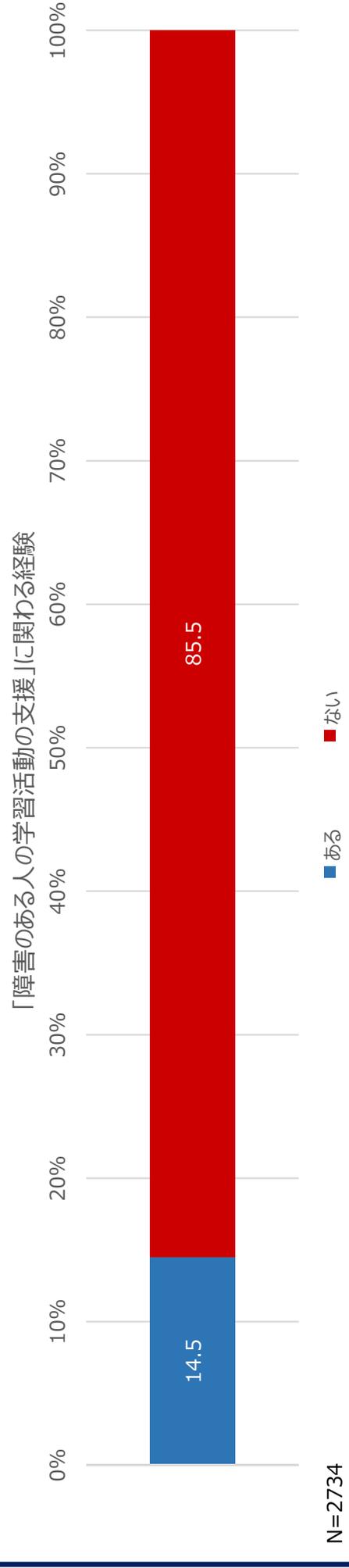
3 対象

学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等のアンケート調査
都道府県，市区町村配下の公立公民館，生涯学習センター等を対象
回答数 2,734施設。内訳は下記のとおり。



■「障害者の学習活動の支援」の経験、事業、担当者、組織の有無

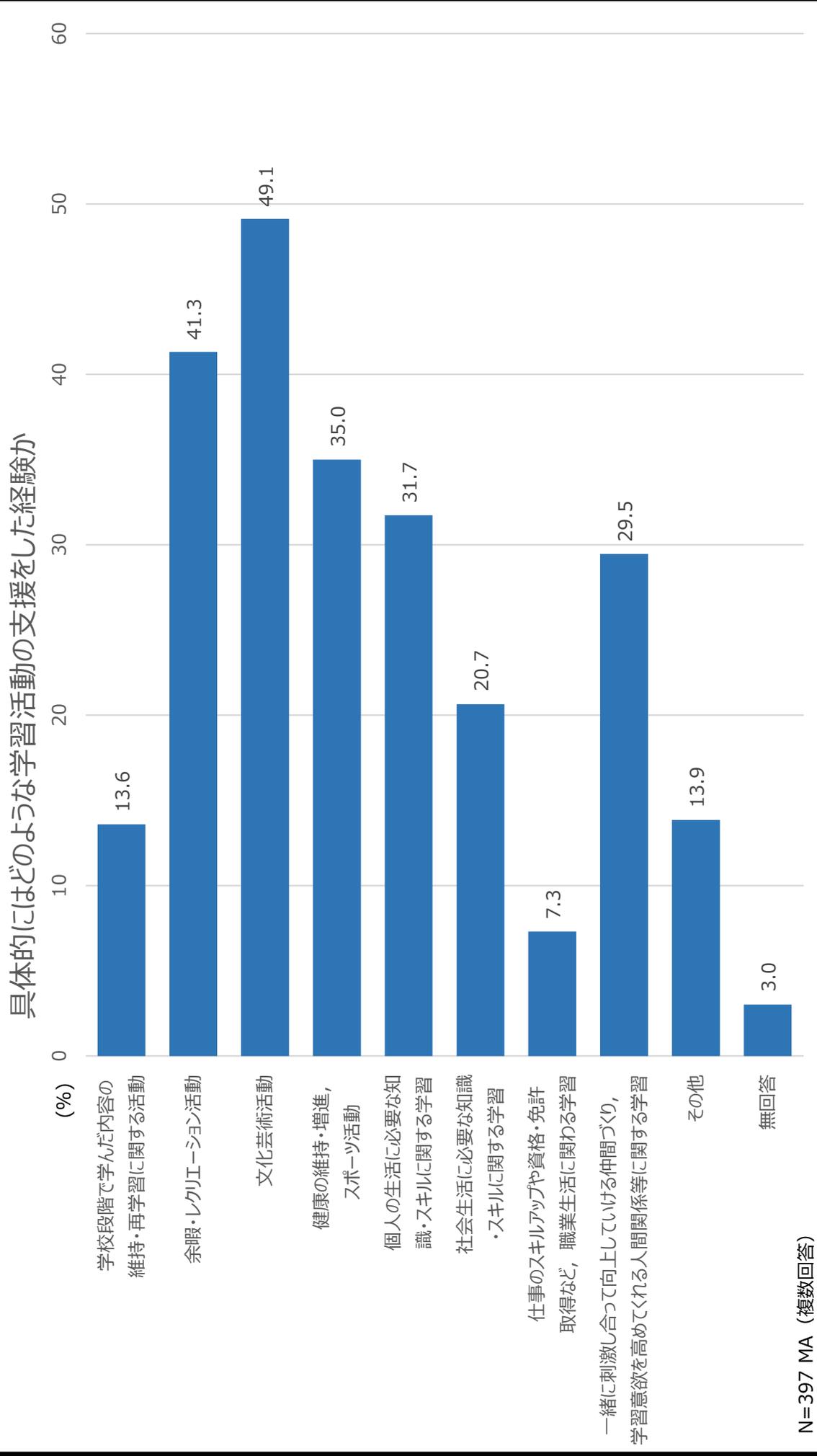
- 障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館等は14.5%である。
- 障害者の学習活動の支援に関する事業を行っている公民館等は10.3%である。
- 障害者の学習活動の支援に関する担当者がいるのは5.6%。組織があるのは3.3%である。



「障害者の学習活動の支援」経験のある学習分野

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設のみへの回答

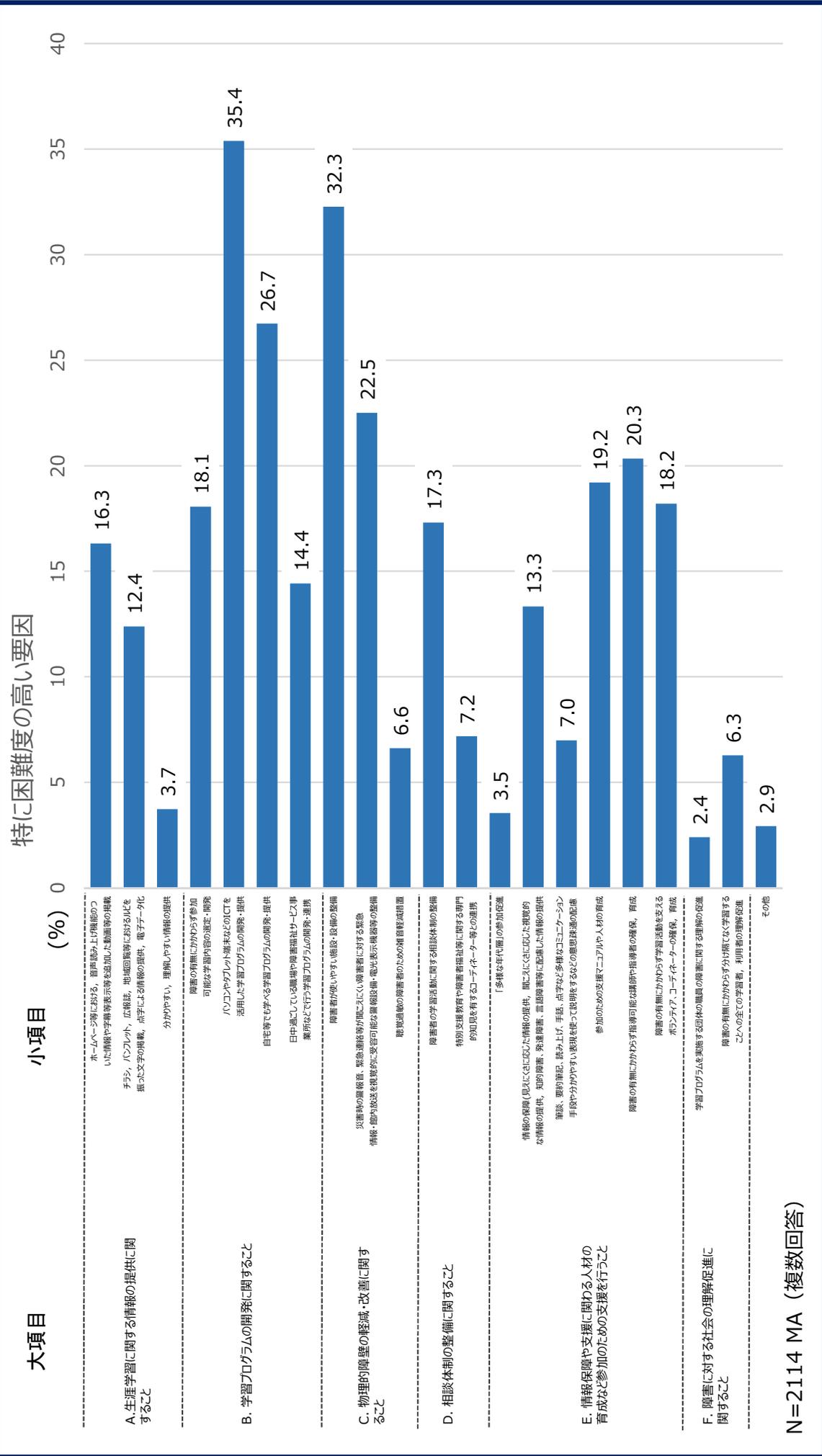
- 文化芸術活動が最も多く、次いで余暇・レクリエーション活動、健康増進・スポーツ活動の順となっている。
- 個人の生活に関する知識・スキル、仲間づくりや学習意欲を高める人間関係に関する学習支援も30%近くある。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」が困難である要因

- 「ICTを活用した学習プログラムの開発・推進」「自宅等で学べる学習プログラムの開発・提供」や、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、「障害者に対する警報設備等の整備」を特に困難とする公民館等が多い。
- 支援にかかわる人材の育成や確保等を困難としている公民館等も多い。

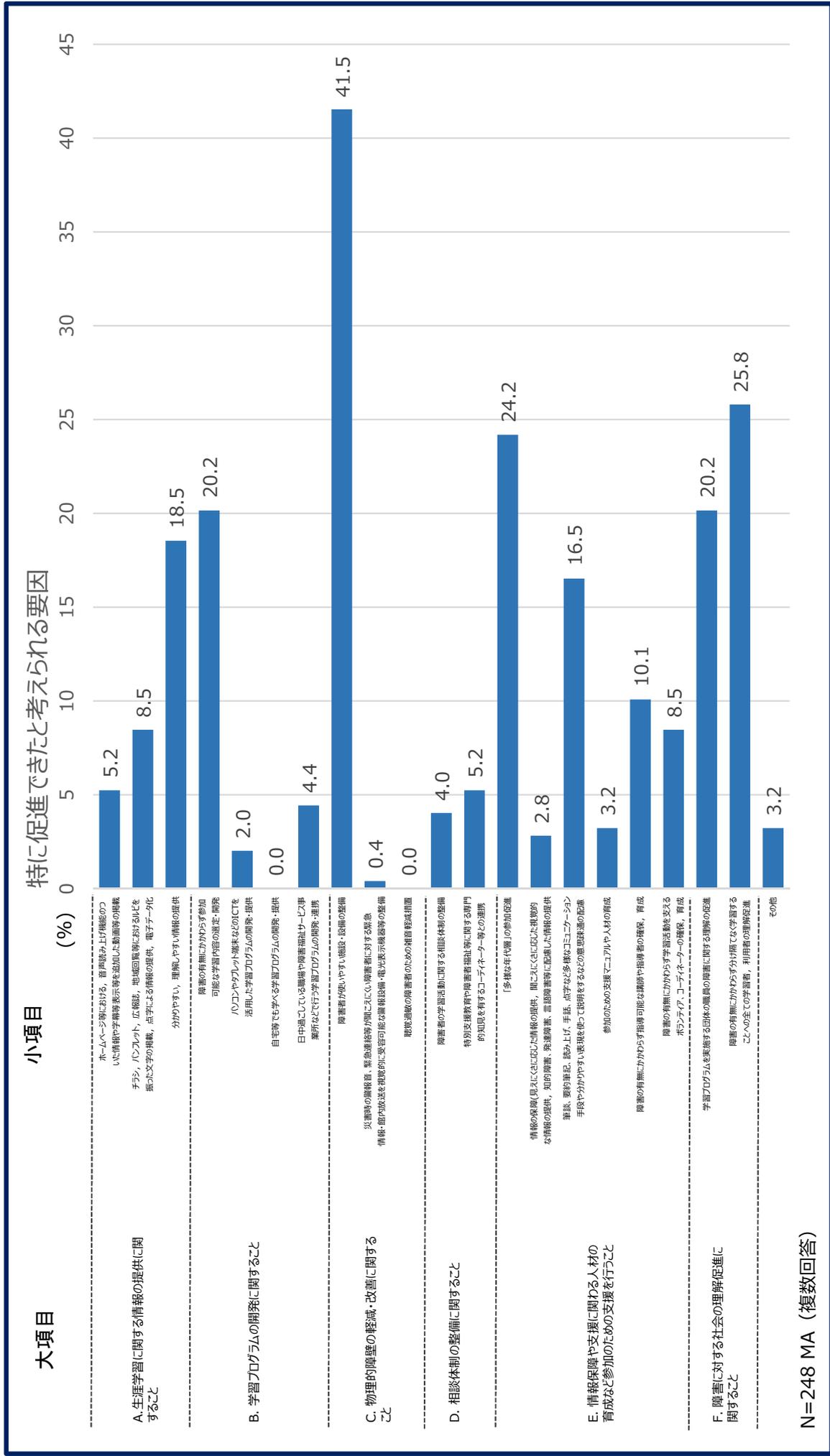


N=2114 MA (複数回答)

「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」を推進できた要因

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設、かつ「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラムを実施する」施設のみの回答

- 障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを推進できた要因としては、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、「障害の有無に関わらず分け隔てなく学習することへの全学習者の理解促進」の順に高くなっている。



N=248 MA (複数回答)

平成30年度 地方公共団体 地域生活支援 事業担当) へのアンケート調査結果 (抜粋)

1 目的

都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例の収集

2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるメールアンケート調査

3 対象

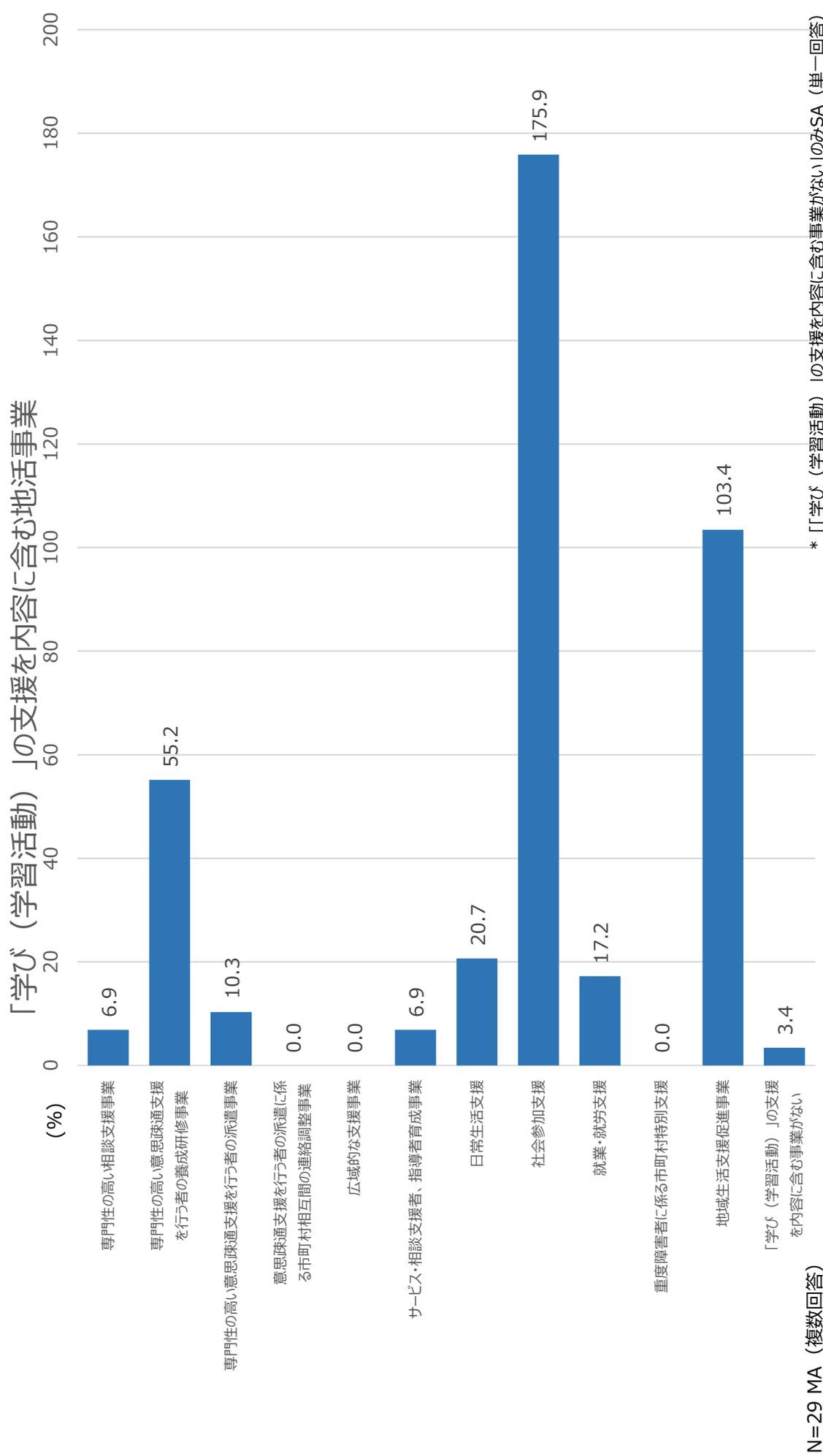
都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例アンケート調査

都道府県, 市区町村内の障害者福祉担当課・地域生活支援事業担当を対象

回答数 都道府県29, 市区町村838。

「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(都道府県)

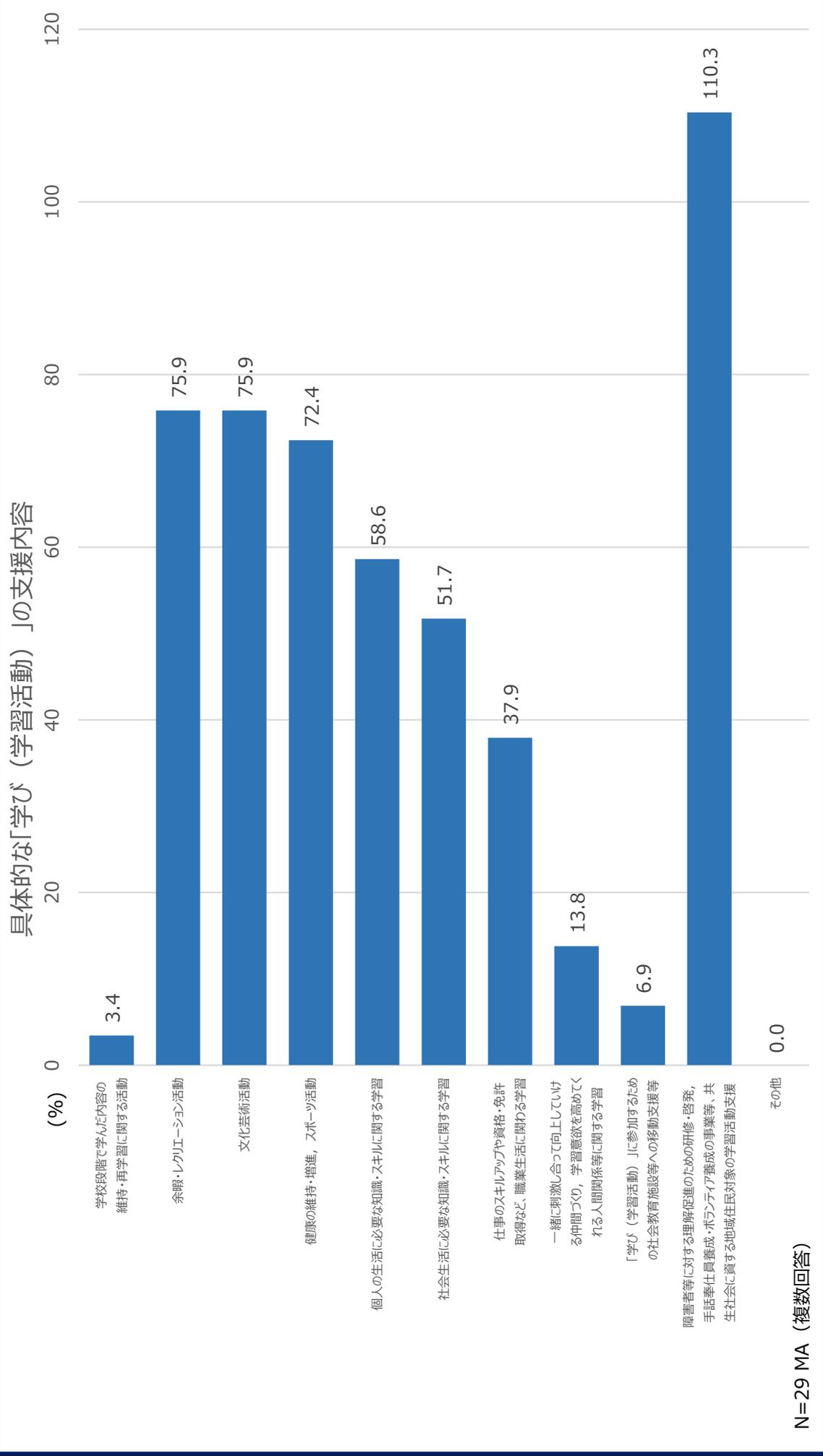
- 「社会参加支援」「地域生活支援促進事業」において学び(学習活動)の支援を内容に含むことが多い。
 ※「社会参加支援」には「スポーツ・レクリエーション教室開催」や「文化芸術活動振興」が含まれる。
 ※「地域生活支援促進事業」には「障害者芸術文化祭・開催事業」や「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が含まれる。



出典：文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

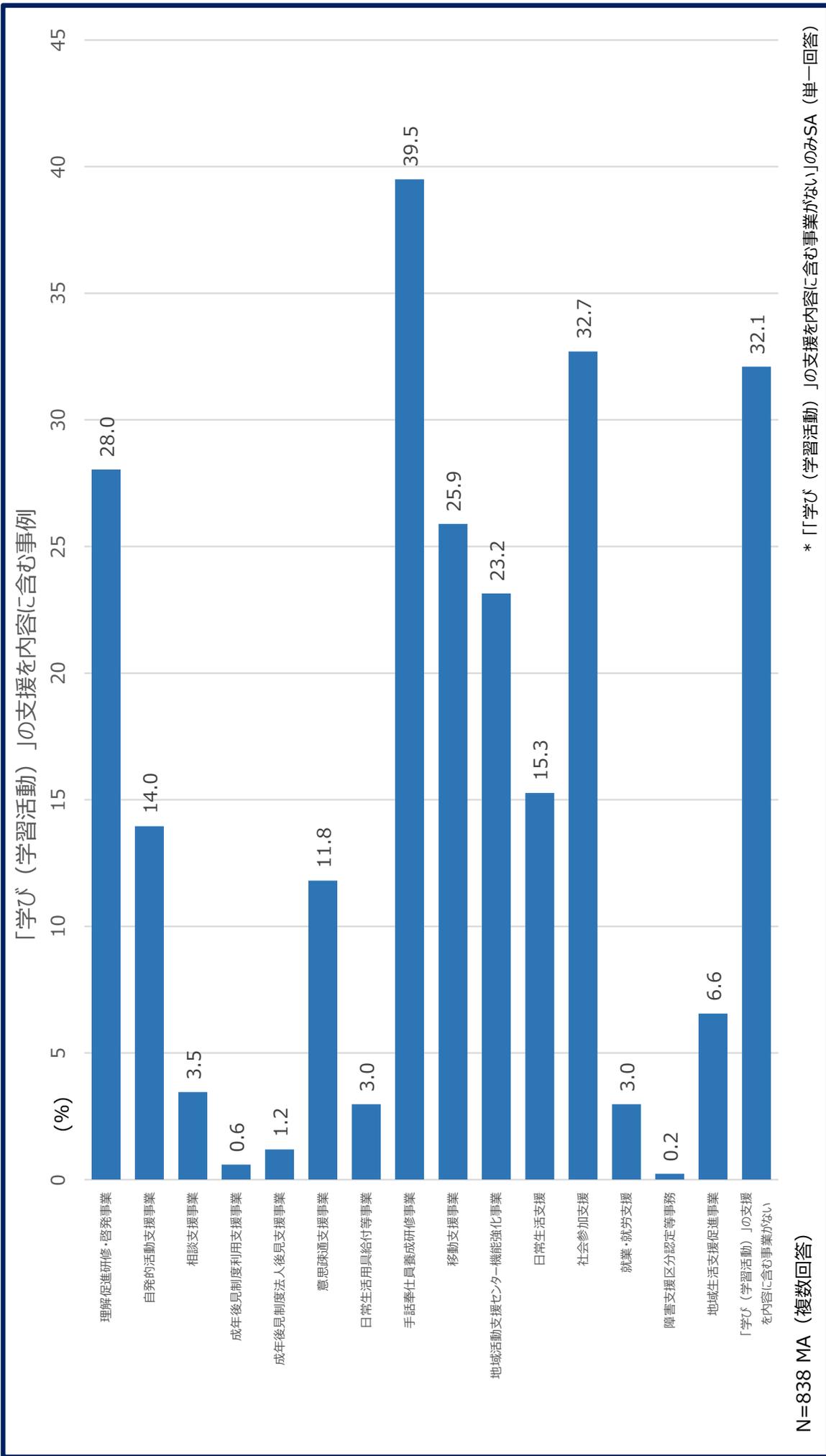
■ 具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(都道府県)

- 学び(学習活動)の支援内容としては「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」を挙げたところが最も多い。
- 次いで, 「余暇・レクリエーション活動」「文化芸術活動」「健康の維持・増進, スポーツ活動」が高い割合になっている。



■「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(市区町村)

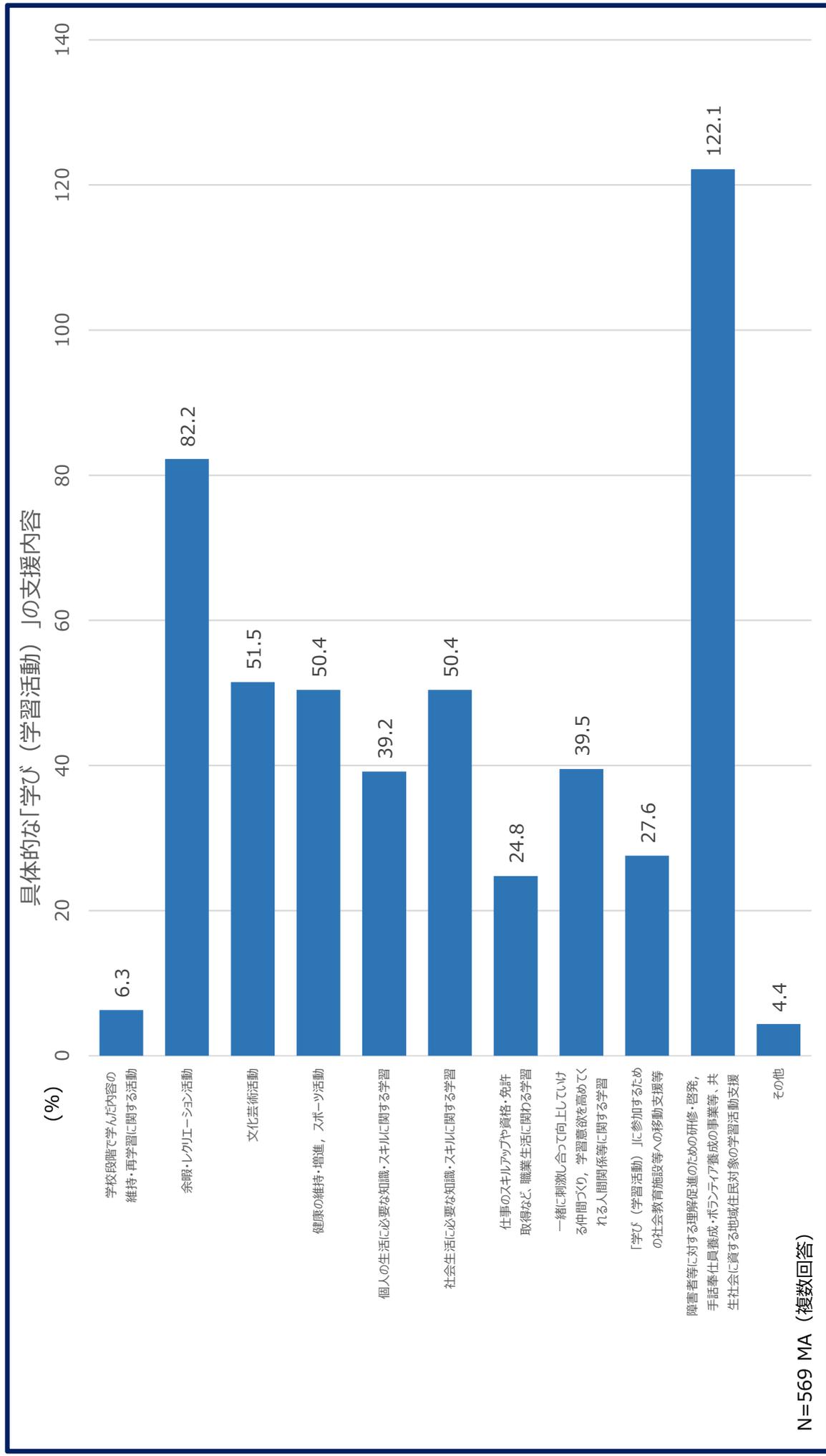
- 回答した30%以上の市区町村が学びの支援を含む事業がないと回答。
- 学び(学習活動)の支援を内容に含むものとしては、「手話奉仕員養成研修事業」が40%近くで最も多く、次いで、「社会参加支援」「理解促進研修・啓発事業」の順に高くなっている。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

■ 具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(市区町村)

- 「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」「余暇・レクリエーション活動」の順に高くなっている。



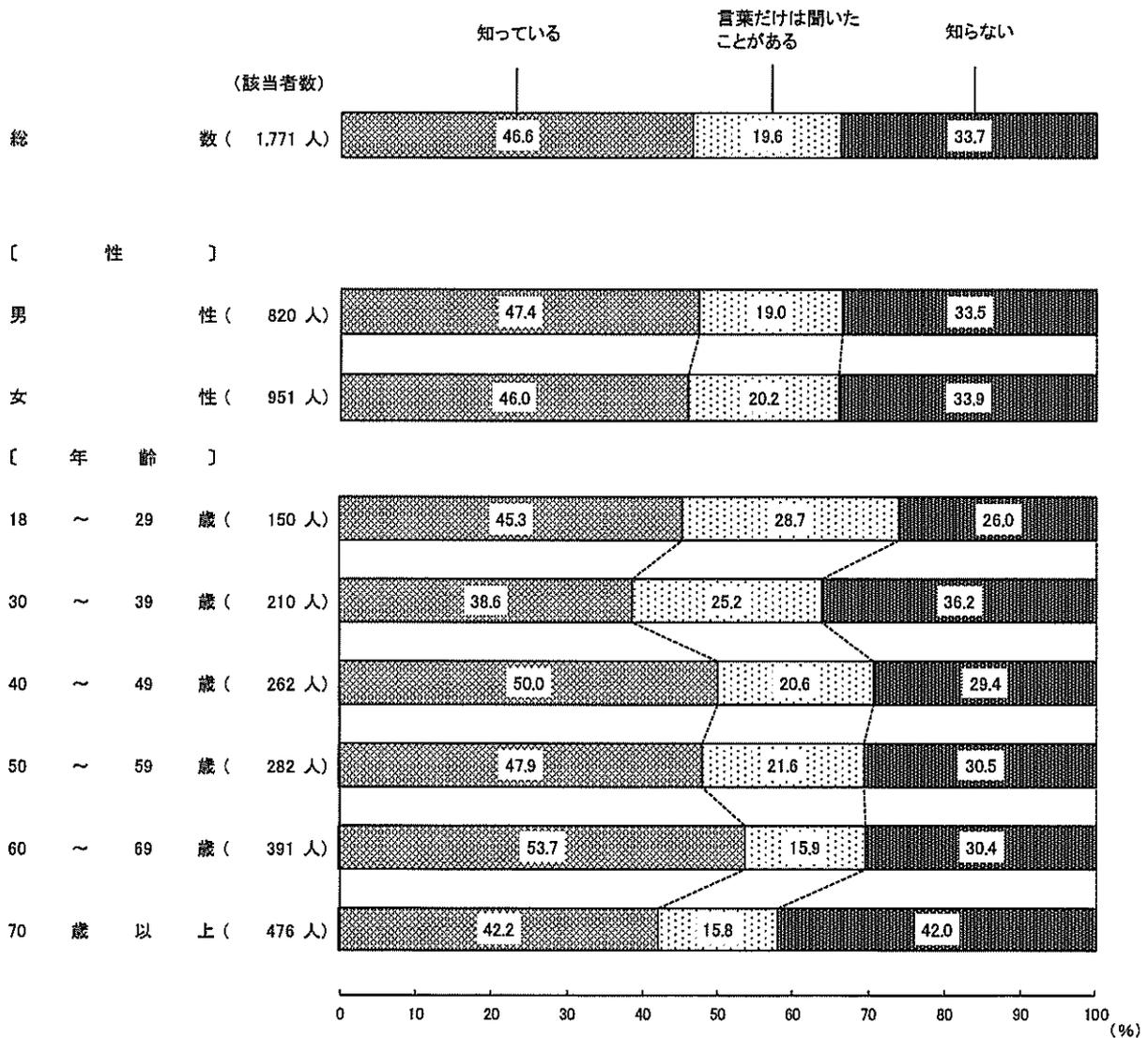
「障害者に関する世論調査」の概要（抜粋）

調査主体	内閣府
調査対象	全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 3,000 人 有効回収率 1,771 人（回収率 59.0%）
調査期間	平成 29 年 8 月 3 日～8 月 13 日（調査員による個別面接聴取）
調査目的	障害及び障害者に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 障害者に対する意識について 2 障害者とのふれあいについて 3 障害者関連施策について
調査実績	「障害者に関する世論調査」 (昭和 62 年 7 月、平成 4 年 8 月、9 年 7 月、13 年 9 月、19 年 2 月、24 年 7 月) 「障害者の社会参加に関する特別世論調査」（平成 17 年 1 月） (平成 18 年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)
その他	平成 28 年度から調査対象者の年齢を 18 歳以上に引き下げているため、20 歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

1 障害者に対する意識について
 (1) 「共生社会」の周知度

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から1つだけお答えください。

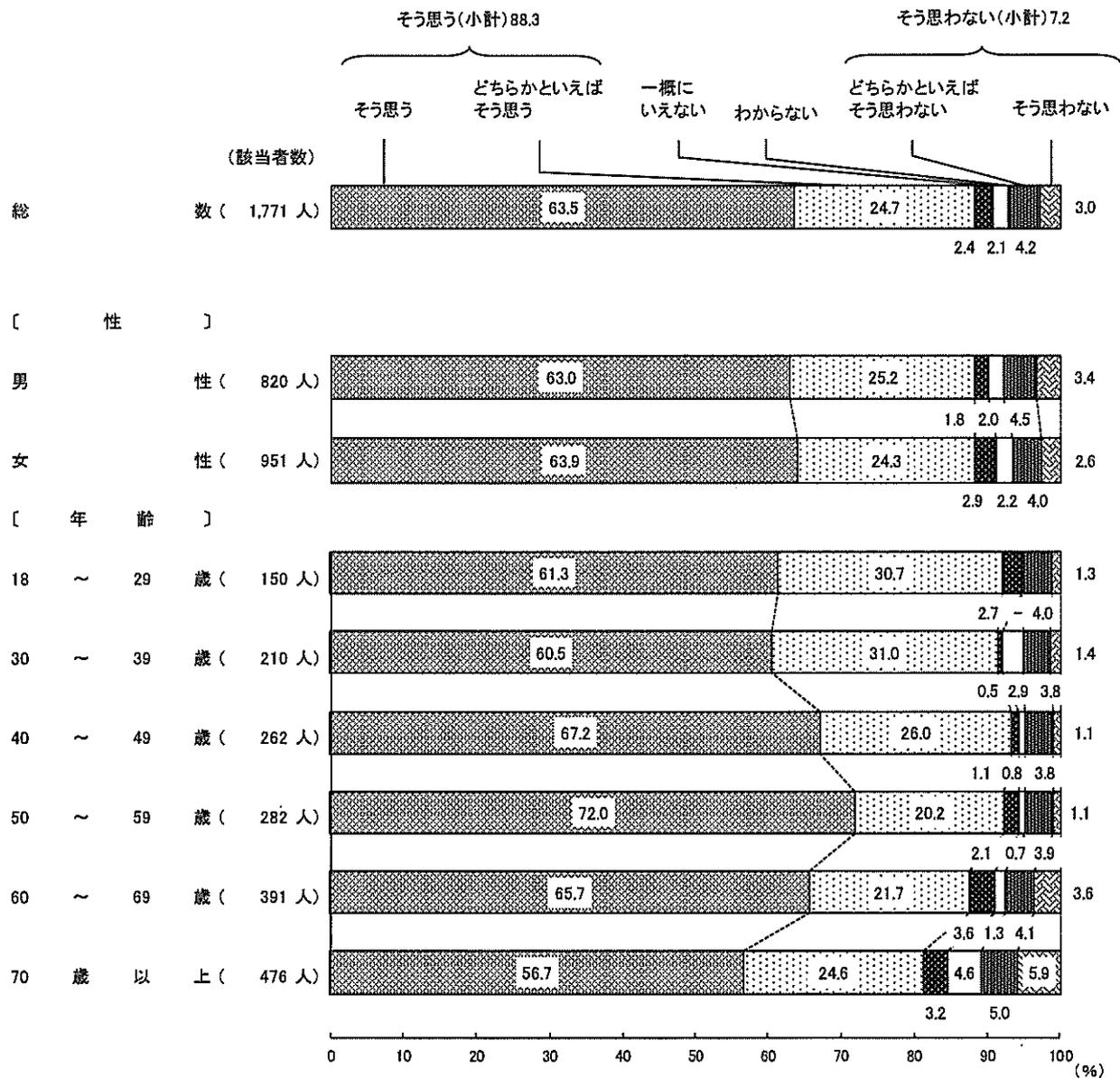
	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・知っている	46.6%	40.9%
・言葉だけは聞いたことがある	19.6%	24.2%
・知らない	33.7%	35.0%



(2)「共生社会」の考え方について

問2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

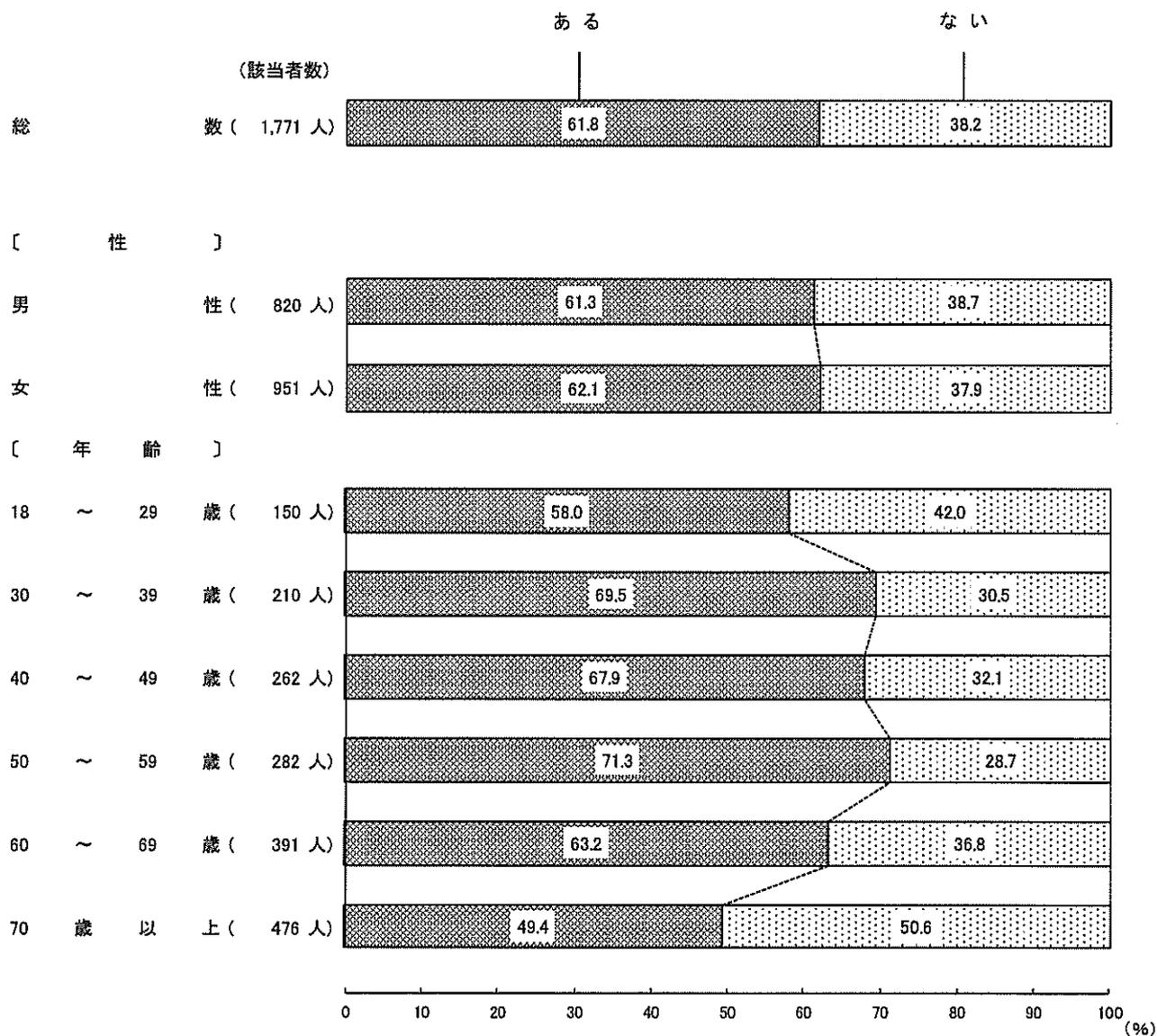
	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
そう思う (小計)	88.3%	88.4%
・そう思う	63.5%	64.2%
・どちらかといえばそう思う	24.7%	24.2%
そう思わない (小計)	7.2%	7.9%
・どちらかといえばそう思わない	4.2%	4.9%
・そう思わない	3.0%	3.0%



(2) 手助けの経験

問5 あなたは、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。

平成 29 年 8 月
 ・ある 61.8%
 ・ない 38.2%



ア 手助けをした理由

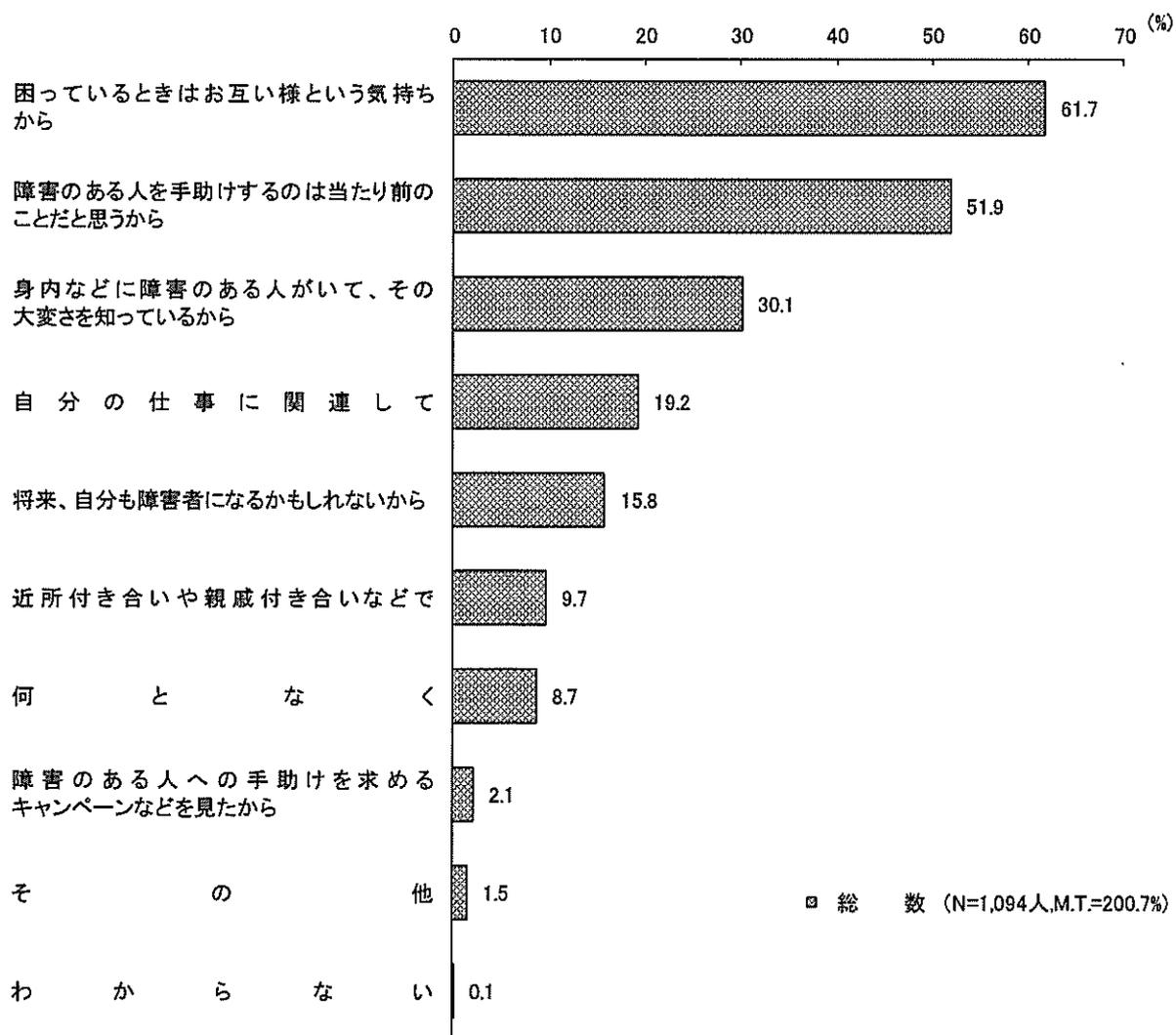
更問 (問5で「ある」と答えた方(1,094人)に)
 それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。
 (複数回答)

(上位3項目)

平成29年8月

- ・困っているときはお互い様という気持ちから 61.7%
- ・障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから 51.9%
- ・身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから 30.1%

(障害のある人に手助けをしたことがあると答えた者に、複数回答)



イ 手助けをしたことがない理由

更問 (問5で「ない」と答えた方(677人)に)
 なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位2項目)

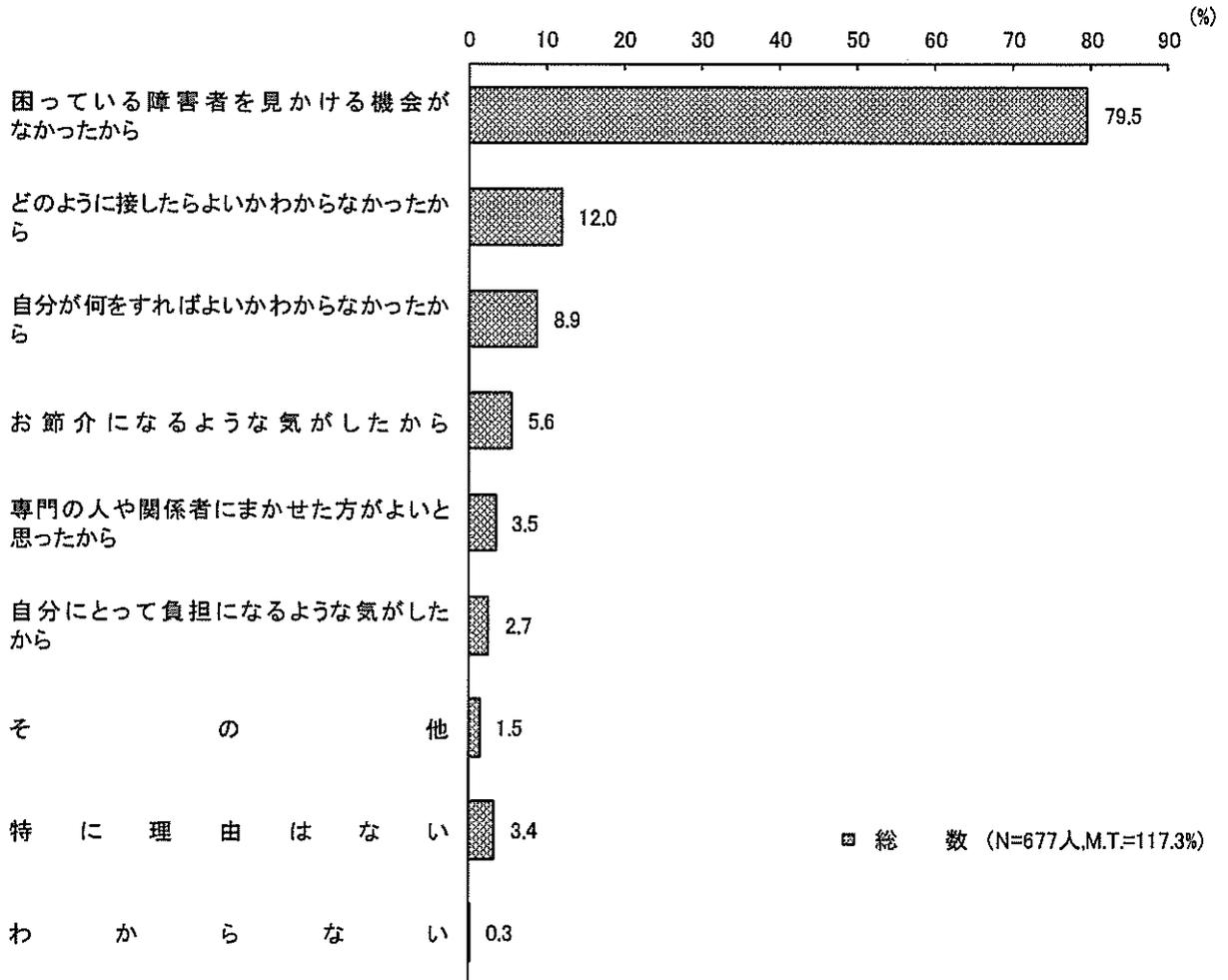
平成29年8月

- ・困っている障害者を見かける機会がなかったから
- ・どのように接したらよいかわからなかったから

79.5%

12.0%

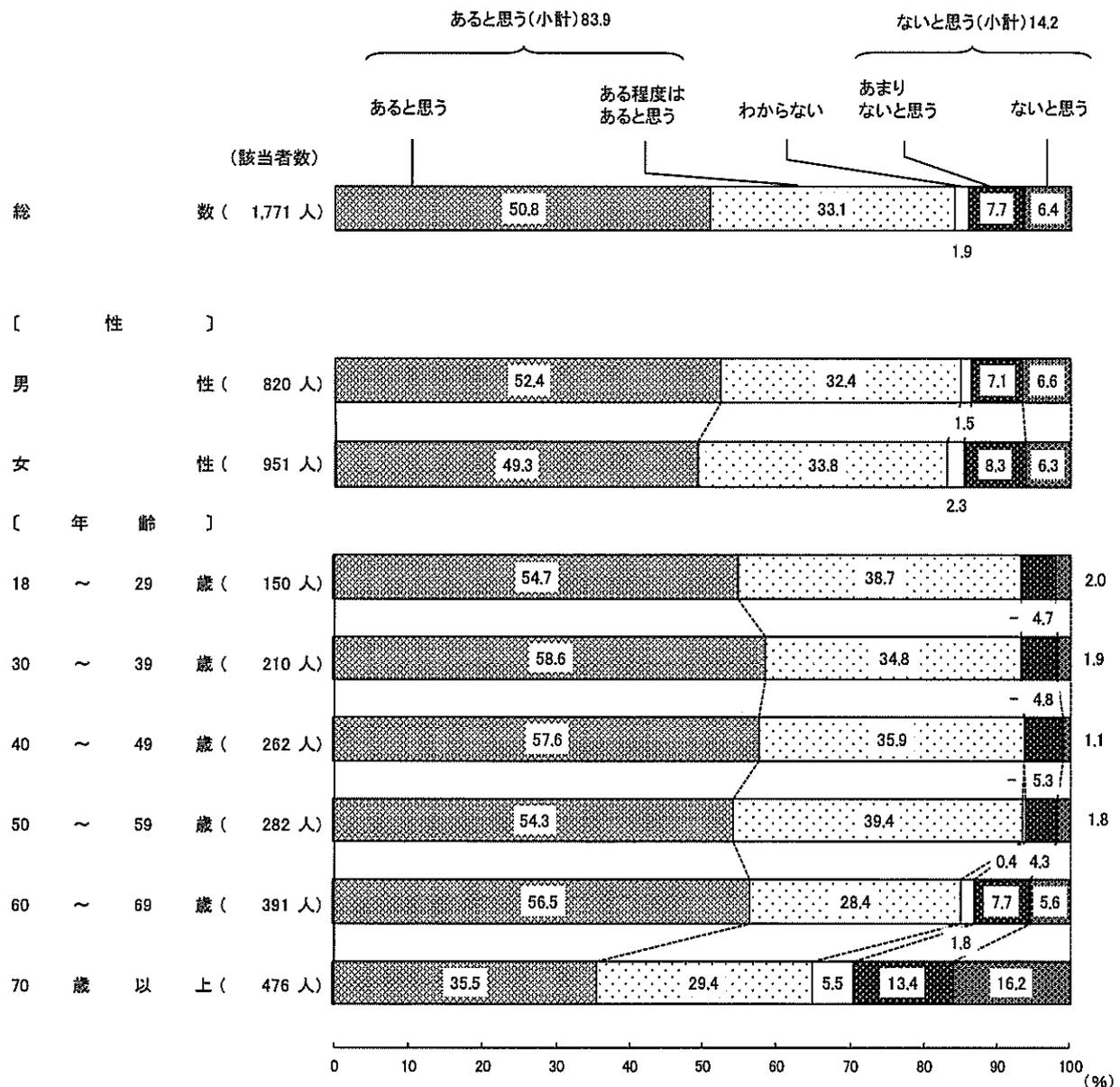
(障害のある人に手助けをしたことがないと答えた者に、複数回答)



(3) 差別や偏見の有無

問6 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成29年8月	(参考)平成24年7月
<u>あると思う(小計)</u>	<u>83.9%</u>	<u>89.2%</u>
・あると思う	50.8%	56.1%
・ある程度はあると思う	33.1%	33.0%
<u>ないと思う(小計)</u>	<u>14.2%</u>	<u>9.7%</u>
・あまりないと思う	7.7%	※
・ないと思う	6.4%	9.7%

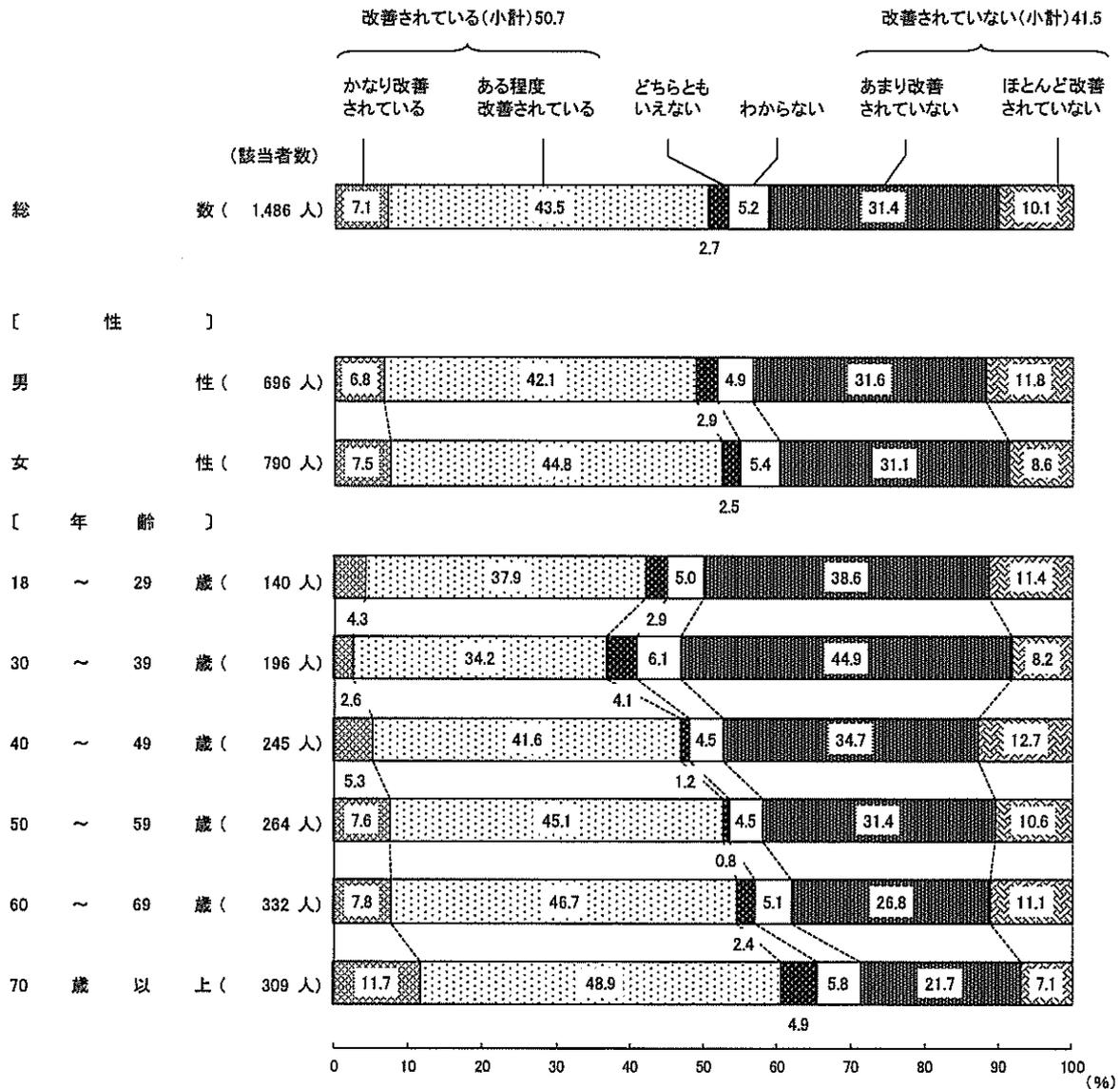


ア 差別や偏見の改善状況

更問 (問6で「(ア) あると思う」、「(イ) ある程度はあると思う」と答えた方(1,486人)に)
 あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
 この中から1つだけお答えください。

	平成29年8月	(参考)平成24年7月
<u>改善されている(小計)</u>	<u>50.7%</u>	<u>51.5%</u>
・かなり改善されている	7.1%	8.5%
・ある程度改善されている	43.5%	43.0%
<u>改善されていない(小計)</u>	<u>41.5%</u>	<u>40.8%</u>
・あまり改善されていない	31.4%	31.9%
・ほとんど改善されていない	10.1%	8.9%

(障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者に)

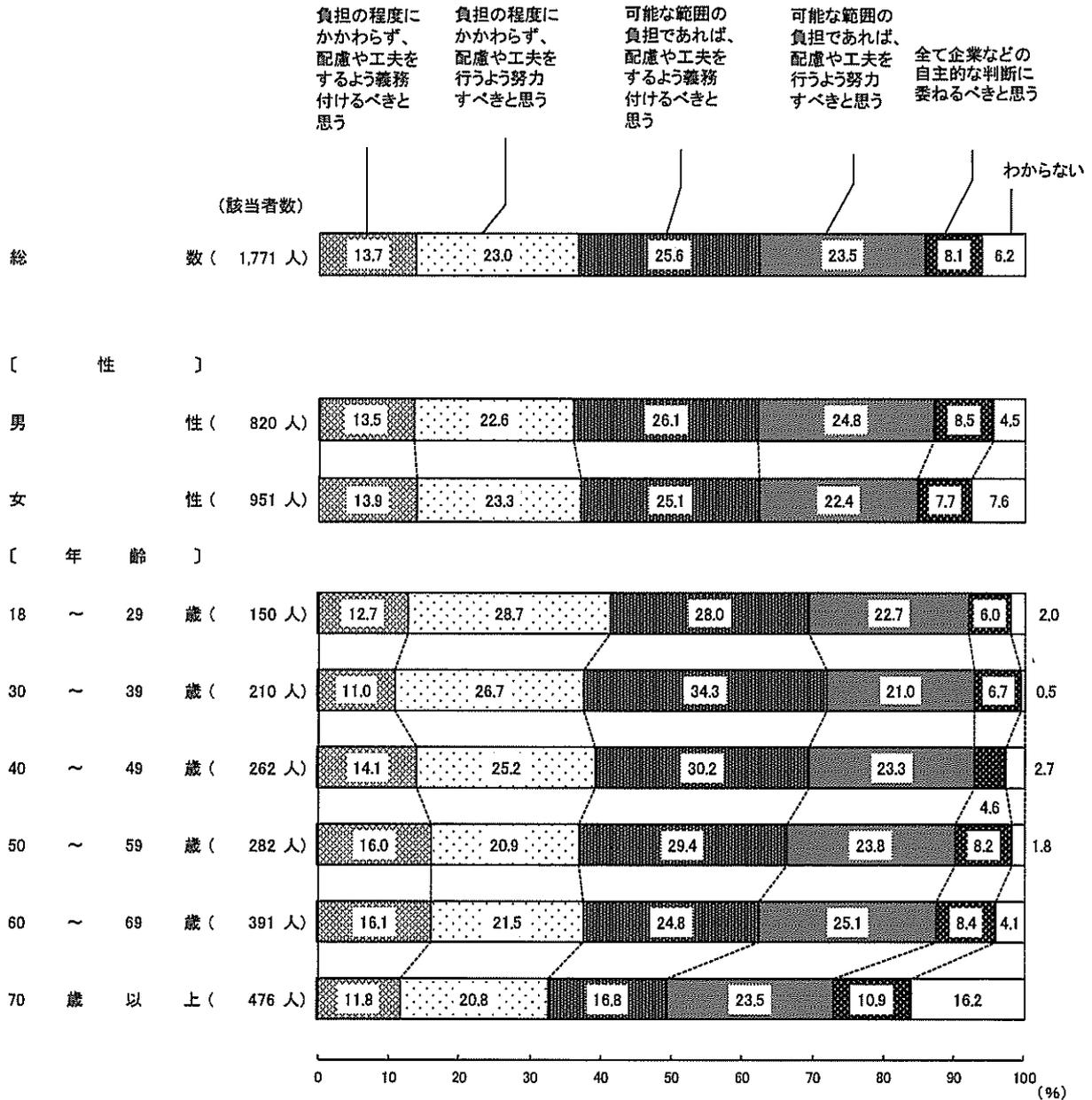


(4) 負担と配慮について

問 10 障害のある人が、障害のない人と同じように生活していくためには、さまざまな配慮や工夫が必要になります。一方、こうした配慮や工夫を行うには、経済的な負担を伴う場合もあります。あなたは、企業などがこうした配慮や工夫をどの程度行うべきと考えますか。この中から1つだけお答えください。

平成 29 年 8 月

- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 13.7%
- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.0%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 25.6%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.5%
- ・全て企業などの自主的な判断に委ねるべきと思う 8.1%



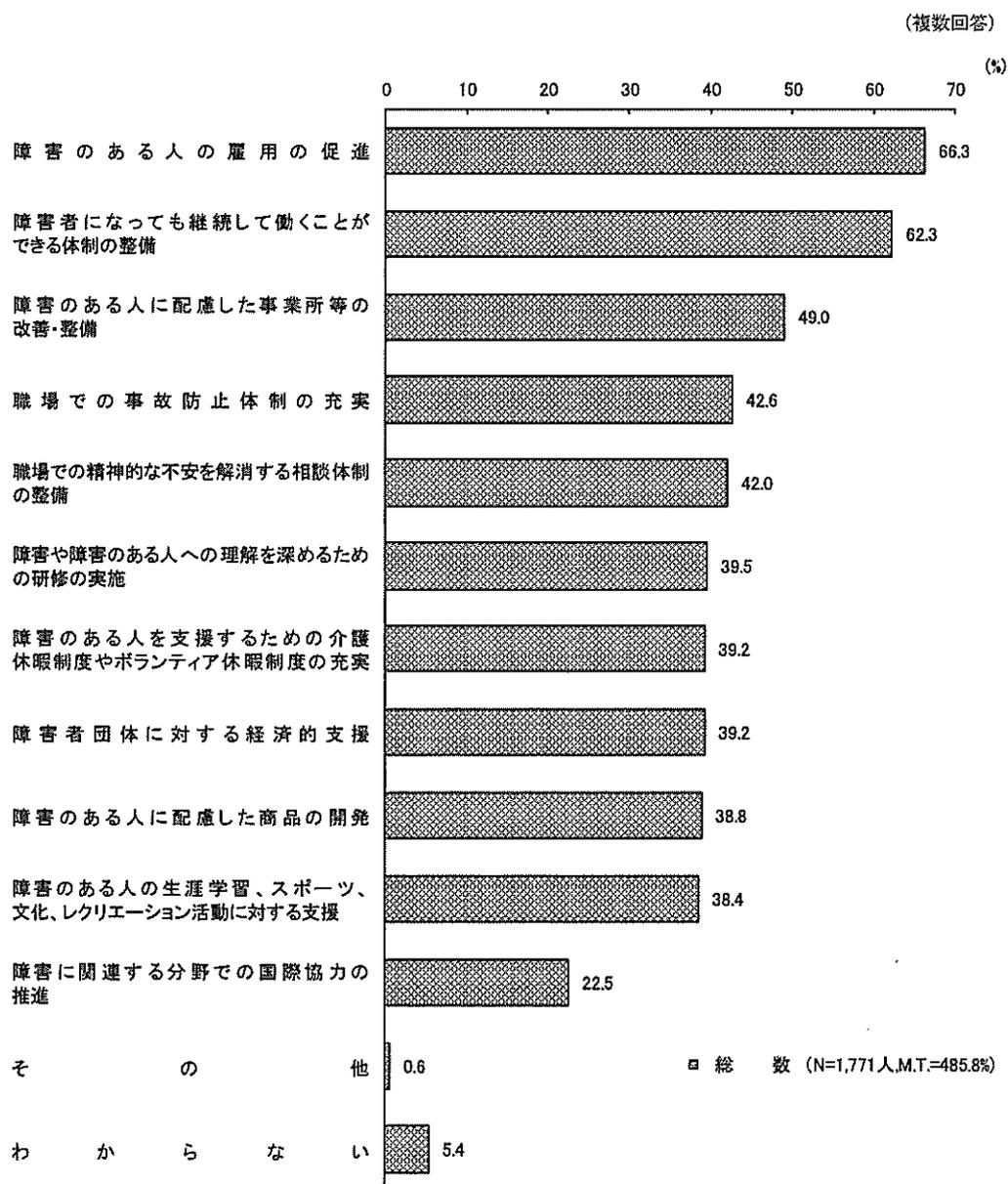
(6) 企業や民間団体への要望

問 12 あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 8 月 (参考)平成 24 年 7 月

- ・ 障害のある人の雇用の促進 66.3% 67.3%
- ・ 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備 62.3% 61.4%
- ・ 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備 49.0% 49.5%



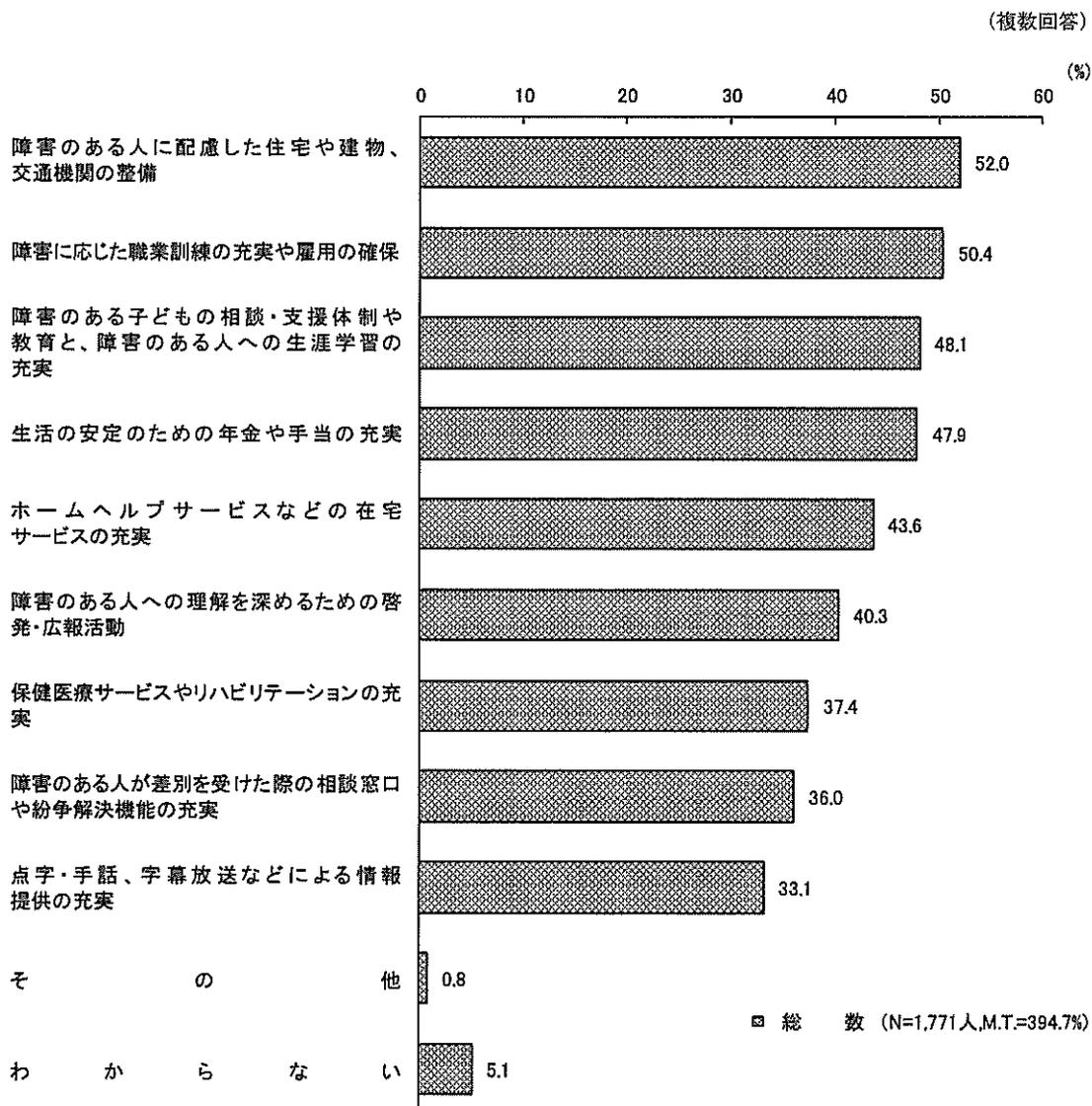
(8) 国や地方公共団体への要望

問 14 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・ 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	52.0%	49.7%
・ 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	50.4%	50.4%
・ 障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実	48.1%	54.3% (注)
・ 生活の安定のための年金や手当の充実	47.9%	50.5%

(注) 平成 24 年 7 月調査では、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」と、聞いている。



学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理） に関する意見募集の結果について

【I 意見募集実施概要】

- (1) 意見募集実施期間：平成30年9月11日（火）～10月5日（金）
- (2) 総意見数105件（送信者数：27）
- (3) 意見の項目別件数

<はじめに> 2件

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性 3件

2. 今後目指すべき方向性 10件

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策 36件

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策 10件

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備 20件

その他 2件

【Ⅱ 意見の概要】

<はじめに>

- ・特別支援学校を卒業した方以外の方も対象としてしっかりと捉えてほしい。
- ・障害者の生涯学習を推進するための仕組みの創設を目指すことが必要。

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性

(1) 障害者の自立と社会参加に向け、学校卒業後の学びを継続できるようにする必要があること

- ・障害者に学校卒業後の学びの場が必要な理由は、第一に自己肯定感、自分の意思をもつため、第二に自分が必要な支援を求める力をもつため、第三に自分が認められると共に他人もリスクとできるようになるため。
- ・障害者の生涯学習に求められる事は、社会性の涵養（社会性を育てること）、学ぶ機会をつくる（知識、技能の習得）こと。

(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

- ・「知らなかったことが分かること」「できなかったことができるようになること」は人間の根源的な喜びであり、障害者にとっても生きる喜びそのものであるため、学ぶ機会が少しでも多くあることが必要。

(3) 障害者が、社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること

(4) 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

2. 今後目指すべき方向性

- ・職業的自立に重点が置かれているが、とりわけ知的障害者は、職業に就いたからといって親元を離れられるほどの給与をもらえるわけではない。自立は「親元からの自立」を見据えることが必要。
- ・親子で高齢になったときに共依存になって、社会と断絶してしまうケースが少なくない。学齢期から自己決定の力を育てられていないこと、保護者がいくつになっても責任を負わなくてはいけないと思いついでいること、信頼して相談したり支援を任せたりできる場が少なすぎるなどが必要としてあげられる。
- ・地域の障害者理解をさらに進めるとともに、障害者の自立に向けて家族の意識が変わっていきえるようにするためにも、障害者の地域での活動を多くつくる必要がある。
- ・ろう重複障害者、知的障害者にとって、高等部卒業後の学びの場がなく、発達保障ができていない。卒業後の学びの場は非常に大切であり、全ての障害者が、情報・コミュニケーション保障の下に学習できるようにすべき。

(学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化)

- ・知的障害者が18歳で社会に移行するのは早すぎる。
- ・特別支援教育が、本来の目的である「子どもの全人的な発達保障」に寄与するよう、就労に向けた指導ばかりでなく、創造的な教育内容に変わることが必要。

(福祉等の分野の取組と学びの連携の強化)

- ・学校卒業後の生涯学習の取組は継続性が非常に重要であり、既存の障害者福祉サービス等の活用策も含め仕組みづくりが必要。

(当事者の主体的な学びの重視)

- ・教員や親から言われて動くのではなく、自分自身を見つめ直し自分から学びたい事を学び、やりたい事をする機会、他者と共に何かをやり遂げる機会が重要。
- ・苦手なことの克服よりも、得意なこと、やりたいことをやっていくこと、自信をつけるスタンスが大切。また、同年代の人と関わられるような取組とすることが必要。
- ・本人が主体となって行える活動を多くつくってほしい。

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策

(1) 現状・課題

【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・自立訓練事業等と連携して学びの機会を提供する取組への支援方策を検討すべき。
- ・特別支援学校在学中から行うべき情報提供の内容として、地域の社会教育施設等における学習機会に加え、地域の福祉サービス等を活用した学びの場に関する情報も必要。
- ・特別支援学校においては、卒業生のフォローに加え、地域の学びに関する情報を収集して紹介すること、特に民間の生涯学習の活動の紹介を行うなど、学校単位で充足せずに地域の生涯学習資源の把握・情報提供を意図的に推進する必要がある。
- ・特別支援学校の場の活用があげられているが、現在、全国の特別支援学校は過大化、過密化が進み、活用が容易ではない。特別支援学校の増設や条件整備は急務の課題。
- ・学校を卒業した後の方が長い人生となることを考えたときに、生涯学習の場が継続してあることが、様々な活動の機会を保障することになる。自らの可能性を引き出してくれる場、新たな挑戦の場、自己有用感や自己肯定感を高める場にもなる。
- ・社会生活に必要な学習課題を達成するためには、前提として、学習を達成しようという意欲の基盤になる環境の保障が必要なのではないか。地域において障害の有無を越えて青年たちが主体的に活動していく環境を基軸として維持していくことを最初の課題に据えた取組が求められるのではないか。

【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・障害者の学びを推進するためには、既存の福祉施設の活用だけでは不十分である。福祉施設で

- は運営に困難を抱えているところも多くあり、そこへ新たな役割を付加すれば負担はさらに増えることになる。障害者の学びのニーズをしっかりと把握し、そのニーズに合わせた場づくりが必要。学びの場の中心は、福祉領域ではなく、生涯学習等、教育の役割として考えていくべき。
- ・社会教育が本来果たすべき役割として、適切な機関との連携体制づくりがあげられる。

（２）どのような学習が求められるか

- ・本人が主体的に学ぶ機会としていくための工夫として、本人が楽しいと思えることに加え、充実感や達成感を得られるような多面的なプログラム構成が必要。
- ・障害の重い方の学びについてもっと触れるべき。重度の障害者でも学び続けることが必要であり、そのためにはどのような場と配慮が必要なのかを考えていかなければならない。

【視点１：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・学習の目標(育成を目指す資質・能力)に「自身の感情をコントロールする力」「ルールを読み取るなどの社会生活力」「環境への適応力」を加えるべき。
- ・青年期に必須の性に関する学びの機会が十分に保障されるべき。特に知的な障害を持っている人にとっては、社会にあふれる性的な情報を正しく選択して理解することの困難さが大きい。本来は学齢期に、本人の身体的な成熟や理解度に応じて段階的に進められるべきであるが、不十分なことも多い。また、性的な学びは、生理的な事項ばかりでなく、コミュニケーションの在り方を基本とした理解を進める必要がある。
- ・知的障害者や発達障害者の中には、自分の行動が「犯罪」に相当することを理解していない人もいるが、学ぶ機会がなければ理解が難しく、望ましくない行動を回避できない。高等部卒業前に、法律で禁止されていることの概略などを学ぶ機会があると良い。また、障害者福祉サービス事業所等においても、防犯教育を行う機会が持てることが望ましい。
- ・特別支援学校高等部（特に知的障害）の生徒は、卒業後の選択肢が限られており、教育内容が「就労するための学習」中心になる傾向がある。高等部の年数の延長と、学校段階で生徒の全人格的な発達を保障する多様で豊かな教育が行えるように検討してもらいたい。
- ・特別支援学校で行われていた「性と生の教育」について、障害者権利条約に沿った形で進めることができるよう、取り組み方を示してもらいたい。
- ・一般就労した障害者には、職場の上司との人間関係等により続かなくなるケースが多いため、就労継続できるような対策をとってほしい。
- ・社会に出る時に初めて学びを考えるのではなく、小中学生時代から、学校教育において地域の教育リソースを利用する機会があれば、卒業後の学びに円滑に入ることができる。
- ・放課後等デイサービス事業があるが、卒業後も、就労をしながら利用可能なサービスを、生涯学習が可能な制度として、国も推奨し積極的に進めていくべき。

【視点２：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・福祉サービス事業所などにおける避難訓練などの機会を積極的に活用して、本人の実態に合った防災学習を、本人がしっかりと理解できるような形で進めていく必要がある。
- ・実際の社会生活で役立つメニューを例示し、活動を活発にすることが必要。（例）ボランティア、英会話、電子機器（パソコン、スマホ）、健康維持と仲間づくりに有効な各種スポーツ（要

- 望が強いが地域でもなかなかできない)。特に消費者問題、情報リテラシーは早急に学習を進めることが必要。また映像などの分かりやすい教材が用意されていると効果的。
- ・人は生涯にわたって発達していることから、特性を発達の遅れと(発達)領域間の偏り(デコボコ)としてとらえることが重要であり、支援に際しては連続性のある発達を基礎・基本において取り組む必要がある。
 - ・必要な学習の例として、ダンス、体力を鍛える、ウォーキング、書道、鉄道、コンピューター講座、歴史と地理、自然や動物、英会話、病気、経済・社会、音楽、障害者の権利、一人で作れる簡単料理、裁判制度、レクリエーション、ダンスパーティ、リラックス・気分転換法、法律・制度、成年後見制度、障害基礎年金、障害者の権利、振り込め詐欺をどう防ぐかなどの講座が考えられる。
 - ・発達障害などの障害特性から他者との交流や対面が難しい人もいるため、障害者が主体になる講座においては、当事者が参加しやすい環境づくりが大切。
 - ・学習効果の把握においては、保護者や第三者と効果の共有ができるよう、わかりやすい測定指標について工夫することが望まれる。

(3) どのような方法で実施すべきか

- ・学びの場づくりには3つのアプローチがある。1つ目は鳥取大学附属特別支援学校の専攻科や大学内での場づくりのように教育の枠組みで行うもの。2つ目は福祉の制度を活用するもの。3つ目は生涯学習として働きながら参加し続けられるもの。個のニーズに応じて自由に選択できるほどに潤沢に設置されていることが理想である。現状では選択肢も総数も少なすぎる。
- ・特別支援学校高等部専攻科等の役割に言及するとともに、今後重視すべきこととして、高等部卒業後の継続教育の機会を位置付けるべき。
- ・高等部卒業後、大学等で教育が受けられる体制を強化する施策が必要。
- ・障害者の学びを推進するため、「学校卒業後」の場の確保だけでなく、特別支援学校への専攻科の設置等による教育年限の延長について検討することが必要。
- ・「学びの場」の選択肢を増やすため、特別支援学校高等部の年数を伸ばす、または、政府の予算を確保し、卒業後の継続教育の機会を確保すべき。
- ・学校卒業後においても、学齢期の放課後等デイサービスのように、毎日通える場を望む人たちがいる。そのような人たちの学習権を保障するような仕組みの検討が必要。
- ・今後重視すべき取組として、諸外国の例も参考にしつつ、障害者の学びの拠点を確立するような新しい事業の創設など、より積極的な構想をお願いしたい。
- ・障害福祉サービスとの連携を図りながら学びの場を広げていくことについて、仕組み、制度上も明確化するよう、検討を進めるべき。
- ・自治体の「生涯学習基本計画」等、施策の基本的な文書に、障害者の生涯学習の観点をきちんと織り込んでいくよう働きかける必要がある。
- ・地域の障害福祉サービス事業所が生涯学習の推進の一部を担うことが必要。また、(自立支援)協議会が犯罪予防学習や防災学習を含めて、生涯学習の企画に関わりをもっていく必要がある。そのことにより、障害福祉部局と教育部局の連携が図られ公的な調整機能が発揮される。
- ・多くの大学で、オープン・カレッジのように、継続的に本人の興味・関心を広げ、可能性を伸

ばすような学びの場をつくれるよう、モデル開発をしてほしい。

- ・障害者の学びを評価し、処遇等に反映する仕組みがあると、結果的にその後の労働意欲の向上につながる。相談支援専門員が学びの評価を踏まえた就労支援を行うことで、より充実した相談支援になることが期待できる。

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

(1) 現状・課題

- ・本人と主催者双方の不安感、事故予防などの観点から、移動支援などのヘルパーの活用を奨励すべき。特に軽度の知的障害者は、一般的な学習活動への参加機会や関心をもつことがあるが、福祉サービス利用の経験がないことも多い。例えば、連続の講座では初回だけでもヘルパー同行で参加すると、不安感の軽減や学習環境の微調整などに役立つことが多い。
- ・障害者が学ぶ全国の多様な施設において、難聴者が学びやすい環境づくりを推進してほしい。
- ・低学年の頃から、望めば高等部卒業後も学び続けることができるという情報を本人や保護者に伝えるべき。
- ・生涯学習については、事業者の持ち出しやボランティアで実施されているケースが多い。場が増えないだけでなく質量ともに個々のニーズに応じることができず、職員が安定して働くことができないなど非常に厳しい現状である。様々なイベントや講座を設けても経済的な理由から参加を諦めざるを得ない実情もある。公的な支援の充実について検討すべき。

(2) どのような取組が求められるか

- ・学習場所への往復を家族が負担するのは大変なので、何らかの配慮を検討してほしい。
- ・地方だと、バス代も無料にはならず、移動手段が課題である。
- ・民間の講座などは、高額な授業料を取るのに、情報保障の用意もして貰えない。仕事のキャリアを磨くための講習や講座において、当たり前で情報保障が得られる環境になって欲しい。
- ・生涯学習を具体化させるためには、アクセスしやすい拠点として「地域で仲間と過ごせる場」が必要。「地域で仲間と過ごせる場」ができれば、第一の場である家、第二の場である通所施設や学校に次ぐ第三の場となり、障害者の地域での活動が面的な広がりを持つようになる。
- ・インターネットを介した生涯学習のスタイルを模索することは有効な手段である。
- ・社会に出てから、働く以外の多くの時間にどのような学び、経験をするかが、その人の成長や人との繋がりを深めることにつながる。国立で行われている障害のある成人が行っている「障がい者の青年教室」や「カフェ」のような取組が全国どの地域でも実施されることを願う。

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備

(1) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- ・個別の教育支援計画について、平成15年「特別支援教育」への転換期に提案されたとおり、生涯にわたって引き継いでいくべき。
- ・卒業後の生活や就労から学ぶことを教育内容に生かしていくことも大切。

(2) 地方公共団体における関係機関・団体等の連携体制の構築

(3) 社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ人材の必要性

- ・地域には活用できる施設が多数存在し、障害について理解のある人もおり、様々な分野で活動している人も多い。地域のパワーを取り入れることで生涯学習の内容が飛躍的に充実したものになる。そのためには、生涯学習施策を担う職員の質の向上が必要不可欠であるが、どの自治体でも不十分である。地域の資源を結びつけてコーディネートする力が求められるので、コーディネーター養成講座などの研修を都道府県レベルで行ってほしい。
- ・障害者の学ぶ権利を保障するため、高等教育機関として開かれた大学を目指して欲しい。まずは共に学びを深めていけるようなオープン・カレッジでサポーターの養成を行えると良い。
- ・支援が必要なのは特別支援学校の卒業生ばかりではなく、通常の学校の卒業生にもいる。健常者と障害者の境界にいる者こそ、特別な配慮を受けられるようにする取組がより必要になっている。卒業後にも、必要な機関につなげられる道筋をつくることが重要な課題となっている。
- ・地域の生涯学習のコーディネート機能のネットワークに、障害当事者団体等も関わっていくことが、共生社会における障害者の生涯学習を進めていく上で重要な要素になる。

(4) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

- ・様々な地域で活動する難聴者団体が、自治体の補助金や交付金等を受託し、社会教育関連の講座を実施したり、講師派遣を担ったりすることができるようになると良い。
- ・一般社会（企業、職場）の障害者理解を深めることが必要。
- ・障害者支援には、家族支援も含まれる。家族が不安なく障害の有る家族を託せる社会になるよう、一般市民への正しい理解啓発をしていくことが必要。

(5) 基盤の整備に向けた取組

- ・「親子」から「成人同士」への関係に発展するために、社会教育や生涯学習に何ができるのか、について検討するために、親子の切実なニーズ（の違いも含め）を把握することも必要。
- ・職員の研修について、イギリスでは、特別な教育的ニーズ（障害種ごと）を担当できる施設職員が配置されている。職員の研修用テキストも作られ、障害のある人の生活面の変化を聞き出すような事業評価・改善が行われている。実践のノウハウや優良な実践を全国に広める仕組みが整えられており、参考になる点が多い。
- ・この施策は様々な当事者・家族の方、学校の先生、社会教育・福祉の現場の職員の方のニーズから生まれていると思うので、当事者団体の意見を聞くべき。
(10月3日第10回会議において、当事者団体からのヒアリングを実施。)
- ・今後、生涯学習の参考となる事例集を作成してほしい。障害者との付き合い方、活動の中での困った事例、プログラムの紹介、当事者の意見を吸い上げる仕組みなどを載せてほしい。
- ・障害者が自分の住む地域で「学ぶ場」「交流の場」を得ることができ、区市町村が「余暇活動」「生涯学習活動」に関する施策を行いやすくなるように、厚労省や都道府県とも協議をし、財政的な面も含めて基盤整備を行ってほしい。
- ・青年学級が衰退していく背景には職員の専門性の欠如、予算の削減、ボランティア不足などの

要因がある。大学での学びも、NPO 法人等による学びの場の提供も必要。これらの意義ある実践が、そこに集う一人一人の障害者のニーズに応える学びの場として維持継続していくためには、予算措置と制度上の位置付けがきちんとされることが必要。

- ・青年学級が生涯を通して学ぶ権利が保障される場として機能できるよう、仕組みの整備が必要。
- ・支援者のアプローチ力、本人の意思を引き出し、作り上げていく力が必要。そういった支援者の確保や研修のあり方（人材育成）と人材確保における財源の支援も欠かせない。
- ・障害者の生涯学習や文化活動などが広く取り組まれるための「プログラムの貸し出し」などによる方法も考えられる。
- ・講座など進めるための事業費やコーディネーターの人件費に当てる財源の予算化が必要。
- ・町田市のとびたつ会のような本人主体の活動が基本になるのだろうと思われ、そのような活動が国内全体に広がり、一般化すると良い。

6. その他

- ・全体的に教室での座学、学校教育の延長をイメージしているように読み取れるが、障害者の生涯学習は社会全体がフィールドになるので、社会の中で学ぶ場面や機会をもっと強く意識してほしい。
- ・ヒアリング等の意見欄があるが、当事者の実態がきちんと反映された内容で非常に良い。これらの内容をしっかり踏まえて、生涯学習の仕組みを構築してほしい。

特別支援学校高等部
学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達への支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説(学習指導要領等説明会説明資料)

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項
(前文・第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
前文	(前略) 幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。	
第1章総則	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(3) コンピュータ等や教材・教具の活用
第3款 教育課程 の実施と 学習評価	(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	(前略) 今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上ももたらして、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。(中略) このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。(後略)
	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用
	(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。	(前略) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第5款 生徒の調 和的な発 達の支援	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (3)生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつづ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。	(3) キャリア教育の充実 (前略)更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別的教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していたための働きかけを行うことが必要である。
	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5)(前掲)	(5) 生涯学習への意欲の向上 (前掲)
第6款 学校運営 上の留意 事項	1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等 (3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようになるものとする。	(3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (前略)特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。(中略)運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第1節 視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	科目等	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第3款 保健理 療	第3 各科目にわ たる指導計 画の作成と 内容の取扱 い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、保健医療(理療)(理学療法)の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健医療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健医療(理療)(理学療法)を関連付けると実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。	第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (前略)選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。
第4款 理療		3 内容の取扱い イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。	イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人々と広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。
第5款 理学療 法			
第7款 理容・ 美容	[課題研究]		
第8款 クリー ニング			
第9款 歯科技 工			

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔国語〕		<p><第2段階の生徒の姿></p> <p>2段階の生徒は、将来の職業生活や家庭生活を見据えて、地域や社会における事物や人との関わりを広げ、繰り返しながら、言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気付き、相手や目的に応じて活用しようとする段階である。このため、国語科の指導においては、相手や場面、状況に応じて自ら多様な人々と社会と関わろうとする中で、意図や目的を共有して話し合ったり、効果的に伝えるために表現方法を工夫したり、生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して、卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。</p>
		<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○2段階 (1)目標</p> <p>ウ言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</p>	<p><2段階の目標></p> <p>③ 学びに向かう力、人間性等のウ読書については、1段階では「幅広く」、2段階では「進んで」読書することに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら、日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは、卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔社会〕	<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○1段階 (2)内容 イ公共施設の役割と制度</p> <p>(ア)公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㉞生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。</p> <p>㉟生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。</p>	<p>(ア)の㉞の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは、中学部で挙げた、市(区)役所や町(村)役場(以下、「市役所」という。)、学校、公園、公民館、コミュニティセンター、図書館、児童館、体育館、美術館、博物館、資料館、文化会館、消防署、警察署、交番、裁判所などのほかに、公共職業安定所などが挙げられる。また、「公共物」とは、学校の共有備品、電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。</p> <p>実際の指導に当たっては、それらの公共施設や公共物は、それぞれに様々な機能を有しており、社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知る事が大切である。その際には、実際に公共施設を見学したり、資料を通したりして、公共施設の役割や機能を知り、現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。</p> <p>例えば、公共職業安定所では、求職登録や職業相談を受けること、市役所では、住民票の取得や福祉サービスの利用申請、年金の申請を行うことなど、現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知る事が大切である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔音楽〕	<p>1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。</p>	<p>「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、曲想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。</p> <p>学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけでなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。(中略)このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど、音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔美術〕	<p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 シ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。</p>	<p>オについて、地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。</p> <p>シについて、授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを、ふだんから校内で鑑賞できるよう、適切な場所に展示し、いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方創意工夫を図るとともに、それ以外の場所として、玄関ホールや廊下、階段、空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け、展示することなどが考えられる。</p> <p>また、地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔保健体育〕	<p>1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>この目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することを目指すとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。(中略)「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること』としている。(中略)</p> <p>保健体育科においては、見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。</p> <p>「課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間とともに課題を解決し、次の学びにつなげられるようにするという学習の過程を示している。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔職業〕	<p>2 段階の目標と内容 (2) 内容 A 職業生活 イ 職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑤ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。</p> <p>B 情報機器の活用 職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する</p> <p>イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。</p>	<p>イ(イ)⑤の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは、職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や、職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。(中略)また、休日の計画的な過ごし方を考え、福祉サービスや参加できる生涯学習の活動、地域の施設の活用などを組み合わせるなど、自分の生活やニーズに沿って調整すること、職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。</p> <p>(前略)なお、情報の技術は使い方次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや、トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。 また、余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切に行うために、クレジットカードやキャッシュカード、マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては、情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。</p>
	〔家庭〕	<p>1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫する実践的な態度を養う。</p>	<p>「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。(中略)</p> <p>「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」とは、家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔外国語〕	1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは、単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。 これは、学校教育法において、学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては、卒業後の生活を考慮し、外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで、学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け、学んでいこうとする態度を養うことが大切である。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること	ウは、高等部で外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分にを行い、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。
	〔情報〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。	(前略)また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

諸外国の大学における知的障害者の受入れについて

資料11

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
制度的・組織的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・1973年の「リハビリテーション法」(504条)は連邦の支援を受けた全てのプログラムにおいて障害者を理由とした差別を禁止。 ・1990年の「障害のあるアメリカ人法」(Title II)は相応の措置を執ることでプログラムへの参加やサービスの享受が可能な障害者に対する障害に基づく差別を禁止。 ・2008年の「高等教育機会法」で知的障害者の大学等受入れ振興事業の新設、連邦奨学金規定の改定、大学内の連絡調整部門の設置などを規定。新設の受入れ事業は連邦奨学金の対象となつたため、知的障害者の高等教育機会拡充に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、全ての機関・課程が障害のある学生に開かれていますが、知的障害者に特化した履修プログラムは開設されていません。 ・1970年「慢性疾患及び障害者法(Chronically Sick & Disabled Persons Act)」では、国内の各地区における障害者の居住状況を把握し、障害者のニーズの確認や障害者へのサービスの提供を義務付け(1976年改正)。 ・1995年に成立した「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)」では雇用やサービスの提供、教育へのアクセス等に際して障害者への差別が禁止された(2005年改正)。 ・2010年、人種・信条、人種や性別とともに、障害のある者に対する差別を禁止する「2010年平等法(Equalty Act 2010)」が成立。(現在、障害者差別を禁止する中核的法案。) ・2014年、0歳から25歳までの、特別支援が必要な子供や障害を持つ若年者に対するサポートを義務付ける法律として、「2014年子供及び家族法(The Children and Families Act 2014)」が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年、障害者の権利、機会、参加及び市民権の平等のための2005年2月11日付法律第2005-102号の制定により、障害者に対するアクセシブルな機会を保障。 ・2007年、大学における学生受入れに関するガイドブック作成。以降、障害のある学生の支援の推進が進展。 ・2007年「大学/障害者憲章」署名 ・2008年「グランゼコール/障害者憲章」署名 ・2012年「大学/障害者憲章」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学には、知的障害者を含む、障害者を対象とした特別な学修プログラムは設けられていない。 ・1994年に基本法(連邦の憲法)第3条第3項に、「何人もその障害によって不利な待遇を受けることは許されない」との一文が追加されたことを契機に、2002年の「障害者平等化法」。 ・2006年の「一般均等待遇法」に障害を理由とする不利な扱いの禁止、防止及び排除が規定。 ・2009年の国連「障害者のための権利条約」への批准により、各州は教育におけるインクルージョンを重視した改革を推進。 ・2009年、全国学長会議が「万人のための大学」を勧告。 ・2013年、ドイツ学生互助会が障害者の大学での学修に関するハンドブック「障害者を持つ者の学修」第7版を公表。 ・2017年、障害者個人のニーズに応じた社会生活への参加を保障する「連邦参加法」の一部が発効。 ・高等教育大綱法第2条第4項及び各州高等教育法に、障害のある学生が学修活動において不利益を被らないよう、高等教育機関は特別な配慮を行うことを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律により国の規程する入学生基準を満たした知的障害者が開かれた全ての機関・課程が開かれている。 ・1990年制定、2008年改正「障害者保護法」視覚、聴覚、言語、肢体、知能、情緒に障害のある者を障害者と定義。 ・1994年制定、2017年改正「障害者教育条例」第5章で「普通教育を行う高級中学以上の教育及び継続教育」について言及。 ・2015年施行「普通教育を行う高等教育機関の全国統一入学者選抜試験に障害者が参加することに関する管理規則(暫定)」障害者の全国統一入学者試験参加を支援するための法令。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の定義に知的障害者(精神薄弱者)が含まれており、知的障害者に特化した法や政策は見当たらない。 ・1977年「特殊教育振興法」制定 ・1995年「障害がある学生の特別入学制度」施行 ・2007年「障害者差別禁止法」制定 ・2008年「障害者権利条約」批准 ・2011年「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行 ・2011年教育部「障害者の高等教育支援ガイドブック」作成
	取組のキーパーソン(所属組織、地位等)				<ul style="list-style-type: none"> ・各高等教育機関：各州の高等教育法により、統合の視点から、障害を相殺するような支援を提供することが義務づけられている。 ・ドイツ学生互助会：日本の学生生協に相当し、一事業として障害のある学生情報相談センターを設け、障害のある学生に対する情報提供及び相談の窓口を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院(内閣)障害者事業委員会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
規模	<p>・少なくとも全米で262プログラムが受入れを実施。このうち半数以上の148プログラムは4年制大学、3分の1強の96プログラムはコミュニティカレッジをはじめとする2年制大学で提供(その他は、マサチューセッツ大学ポストン校のプログラム(Think Collage)から得られた2年プログラム(94プログラム)と4年プログラム(28プログラム)のデータによると、1プログラム当たりの学生数は多くの場合20人以下。</p>	<p>・高等教育機関における障害のある学生数は256,995人(2015年度。高等教育機関の大学院生を含む学生数は2,023,835人)。但し、障害のある学生数は自己申告による。また当該数は、身体的・精神的障害を含むあらゆる障害者を包含しており、知的障害者の数は不明。(出典:「英国高等教育統計機関(HESA)」2015-2016)</p>	<p>・基本的に全ての機関・課程が障害のある学生に開かれている。 ・高等教育機関における障害のある学生数は25,942人(2016年度。うち大学が24,808人)。学士課程の履修が最も多い。</p>	<p>学生の11%(約26万4,000人)が、学修を妨げるほどの影響を与える健康上の障害を1つ以上有している(2016年夏学期)。そのうち47%が情緒障害、18%が慢性的身体的疾病、6%が多重障害、4%が運動障害、4%が一部機能障害、2%が聴覚障害、1%が言語障害。知的障害のカテゴリリーはない。</p>	<p>・障害者の高等教育入学者数(2017)は1万404人</p>	<p>「2018年度入学者のための障害者等に対する特別選考」を実施した大学は、全大・専門大学(327校)のうち、専門大学16校、4年制大学100校の計116校であり、これを利用して入学した学生は、専門大学16校56人、大学100大学、888人で総計944人。但し、知的障害者の志願者は多いものの、合格者は少ない。</p>
受け入れ層(軽度のみか、重度も含めていくか)	<p>・各プログラムの願書では、「教時間にわたって自立的に活動できること」や「第3学年程度の読解力を持つ者」等、一定の能力を有していることを求めている場合がある。 ・「重度の知的障害」を主たる対象とするプログラムもある。</p>	<p>・詳細は不明。ただし、障害の度合いや範囲を分ける法律はない。 ・受け入れに際して障害のある学生をいかなる理由においても、直接的あるいは間接的に差別することは違法となる。(例:願書を受け付けない、あるいは願書が障害者にとって入手困難な方法で提供されている等)</p>	<p>・基本的に障害の度合いにかかわらず受け入れられる。</p>	<p>・規定上は、軽度/重度の區別はない。ただし、実態として知的障害者の受け入れはほとんどない模様。</p>	<p>・不明。ただし、「障害者教育条例」第34条では「国の規程する入学基準を満たした障害者の受験・入学を受け入れなければならない」と記されているので、入学基準を満たしていれば、知的障害者の受け入れは可能。</p>	<p>・規程上重度も含むが、詳細は不明</p>
学習集団(専用クラスか否か)	<p>・プログラム在籍者のみの授業があるプログラムが多いが、こうしたプログラムでも一般学生との交流機会が用意されている。</p>	<p>・学生のニーズにより異なる。場合によっては入学前に学生支援センターのスタッフと打合せ。</p>	<p>・基本的にインクルーシブ。ただし、学生のニーズにより異なる。</p>	<p>・基本的にインクルーシブ。</p>	<p>・不明。ただし、高等教育機関には障害のある学生を受け入れる特別支援教育学院や関連する専門分野を設置することとが求められている(「障害者教育条例」第35条)</p>	<p>・大学によって異なるが基本的にインクルーシブ。</p>
学生の身分(「学生」か、「聴講生」等か)	<p>・4年プログラムは聴講のみを認めている場合が多いが、2年プログラムは、単位取得と聴講の双方を認めている場合が多い。(Think Collegeの個別プログラム情報)</p>	<p>・法令上、学生(ただし実質的に知的障害者が入っているかどうかは不明)</p>	<p>・学生</p>	<p>・学生 ・聴講生</p>	<p>・「障害者教育条例」第34条に基づいて入学すれば、学生として成人高等教育機関や高等教育機関に所属できる。</p>	<p>・正規学生プログラム、非正規学生プログラムがある</p>

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
学習のねらい、学位取得か、資格取得か、履修証明か	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムと2年プログラムに学位に直結するプログラムはない。 ・多くは資格・修了証を授与。大学が認めているものと大学未承認のものがある(いずれもThink Collegeのプログラム大学情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に特化した学修プログラムはないため、通常は一般の学生と同様に学位や単位の取得が目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が平等に社会生活に参加できるようにするため。 ・「障害者教育条例」に基づく学位取得、資格取得、履修証明全ての可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・基本的には、社会的自立を目指す取組。職業教育訓練の色彩が強いが、学位取得も可能。
授業形態(毎日通学して授業を受けるのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムの多くは大学内や大学外に生活施設を有している。2年プログラムの半数以上は生活施設がない(通学制)。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般学生と同様。ただし、毎日通学することが難しい学生に対しては、履修方法や形態を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般の学生と同様。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には、パートタイム就学も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、一般の学生と同様。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には、パートタイム就学も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・通学型やインターンなどを活用した取組がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・通学型やインターンなどを活用した取組がある。
入学選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・多くに共通していることは志願者の基本情報、常用薬物やトイレ利用などのバーナケア情報、職歴・学歴等を内容とする願書と、入学後に学びたいことなどを記したエッセイなどを総合的に判断して合否を決定。2～3通の推薦状を求めている場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象としたものではないが、正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが願書、エッセイ、全国共通の修学能力試験の結果が必要であり、有名大学や医・歯・獣医学部では面接や独自試験が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての試験及び選抜試験において、また全ての形式及び評価方法であっても、試験及び選抜試験は障害のある学生が必要調整を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健常の学生と同様に、アビトウア等の大学入学資格の取得が必要。 ・原則として、一般の学生と同様にアビトウア試験を受験するが、受験に当たっては障害を相殺するための措置(手話、点字、代筆等の支援の提供)が取られる。 ・障害を理由に、アビトウアの成績が悪化した場合や遅れてアビトウアを取得することになった場合には、特別な申請により、選考や待機期間において特別な配慮を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象とはしていないが、専攻学科に対応した入学選抜試験を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが内書、全国共通の修学能力試験の結果、面接などを選抜資料としている。
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・確認される262プログラムにおいて修業年限別のプログラムの状況は次のとおり。 1年:13プログラム、2年:94プログラム 3年:20プログラム、4年:28プログラム 学生によって異なる:76プログラム 不明:31プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムによる。一般的に、学部段階では3年(一部4年)。ただし医・歯・獣医学は5～6年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、一般の学生と同様。ただし、延長することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院では、学科により4～5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムは3年(準学士)、4年(学士)がある。 ・非学位プログラムは1～2年。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
履修科目	<ul style="list-style-type: none"> 自立した生活と就職を目的とする学習を核とし、一般学生が履修する科目も履修。 ニーズに合わせて学習計画が定められるが、多くの場合、インターンシップなどの機会が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に一般の学生と同じ。ただし、学生のニーズにより調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者を対象としたものではないが、北京連合大学特別支援教育学院の例では、視覚コミュニケーションデザイン、コンピュータ、鍼灸按摩、音楽、園芸等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同じ
授業料・補助の有無	<ul style="list-style-type: none"> 4年プログラムの授業料は1.5万~2万ドル、2年プログラムは1-0.5万ドルが多い。 授業料とは別にプログラム専用の手数料を数千ドル単位で徴収する場合もある。 無償プログラムの多くは現役ハイスクールの生徒がコミュニティカレッジ等で学ぶ二重登録制度。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 規定を満たせば、学生ローンカンパニーという準政府機関からDisabled Students Allowances (DSAs)を受給できる。(2010年平等法) 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の受給に関して、障害の状況が考慮される。 公共交通手段が利用できない場合、通学費用は負担される。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同様に授業料は無償で、奨学金も同程度。 ただし、学生自身が持つ障害を理由に、通常よりも長く学修を行う必要が認められる場合には、希望により、延長した期間も引き続き奨学金を受け取ることが可能。 その他、インクルージョンの観点で学修を行う上で必要と認められれば、障害を相殺するための様々な人的、物的、経済的支援を受けることが可能。 生活費が足りない場合には、社会法典による特別給付を受けられることができる(基本的、大学での学修以外の部分の補償は、社会福祉の管轄)。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院の授業料は年間4,600円から8,000円(約7万8,200円~13万6,000円;1元=17円で換算)(北京連合大学特別支援教育学院の例) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学によって異なるが、多くの場合、特殊教育対象者に認定された者は授業料の10%が免除される。
大学にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一般に大学は多様性を機関としての強みと認識しており、知的障害者も多様性を高めるものとして捉えていると推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関で開講されている障害学(Disability Studies)関連の授業や研究に、何らかの寄与ができると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同等性、インクルージョンに向けた積極的な取組として、大学の社会的な評判が高まる。 			

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制(20条) 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等(6条) 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

(平成31年度予算案 2.3億円)

概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
 - (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

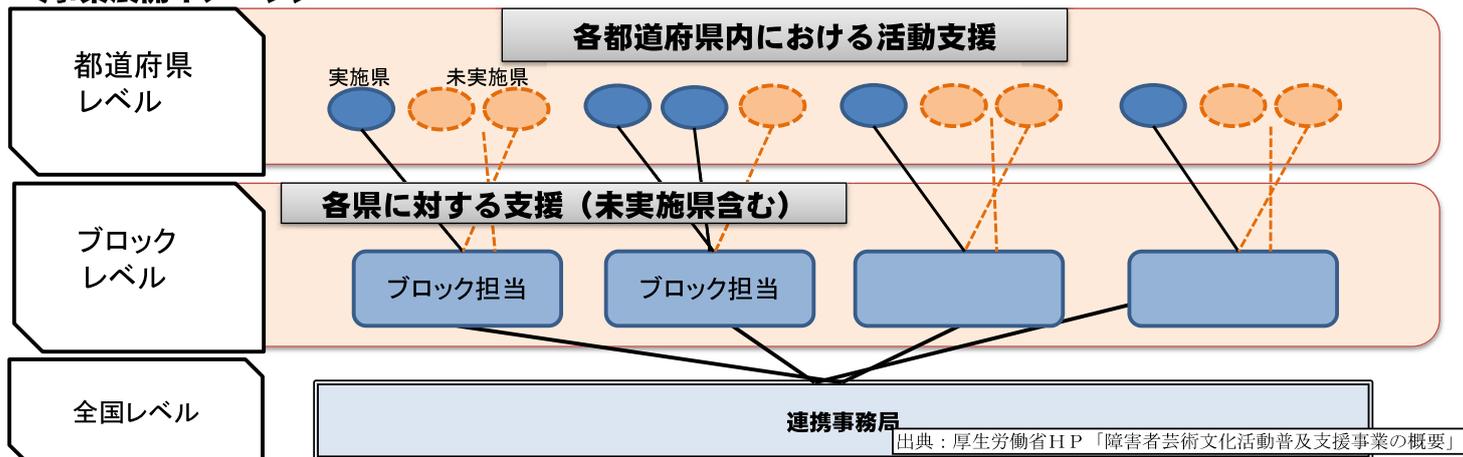
実施主体

- 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

- 都道府県レベル 国：1/2 都道府県：1/2
- ブロックレベル、全国レベル 国：10/10

<事業展開イメージ>



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

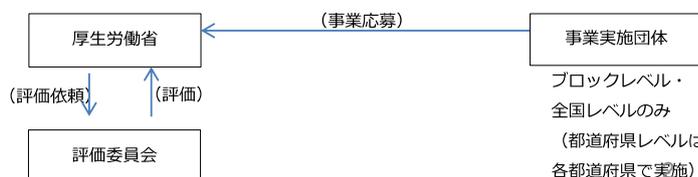
- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

1. 対象事業等

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。 ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援(支援方法、権利の保護、鑑賞支援等) イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等 ウ 関係者のネットワークづくり エ 発表等の機会の創出 オ 情報収集・発信(都道府県内の実態把握、情報発信)	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。 ア 都道府県の支援センターに対する支援(支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等) イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援 ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催 エ ブロック内の連携の推進 オ 発表等の機会の創出	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。 ア 広域センター等に対する支援(広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等) イ 全国連絡会議の実施 ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築 エ 成果報告とりまとめ、公表等 オ 障害者団体、芸術団体等との連携

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



出典：厚生労働省HP「障害者芸術文化活動普及支援事業の概要」

市町村の(自立支援)協議会について

○ 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

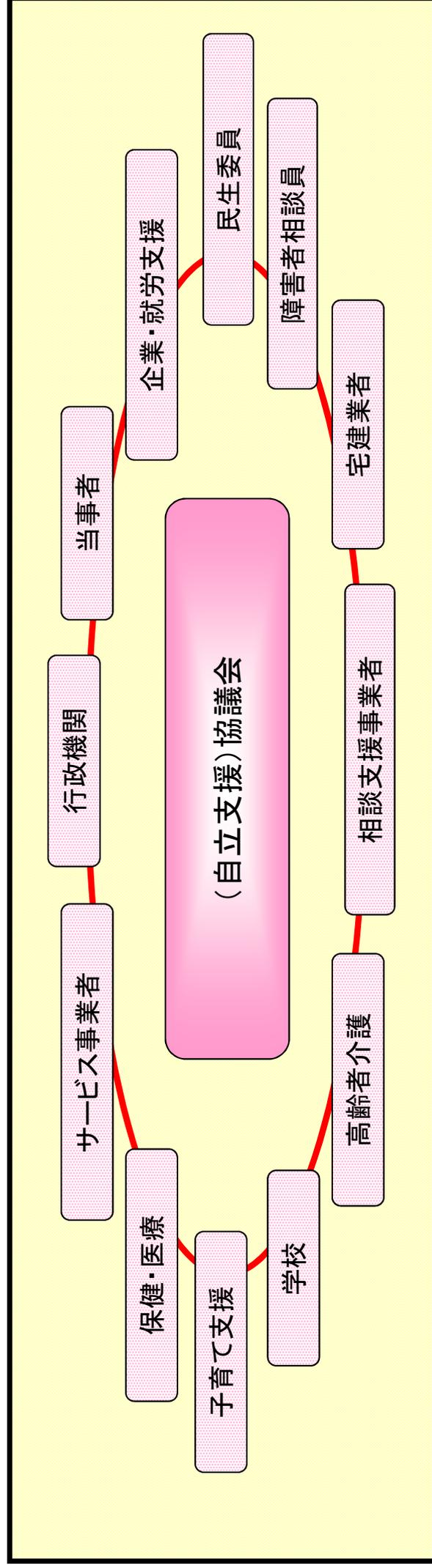
○ 具体的には、

- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
- ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
- ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。

(自立支援)協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意することとなっている。

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

資料15

～障害理解の促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大に向けて～

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害者の地域における学びの場を全国的に整備することが急務である。
そこで、障害者の生涯学習活動の関係者を集めた『共に学び、生きる共生社会コンファレンス』を全国ブロック別に開催し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行うことで、障害のある者とないない者の交流による**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の拡大**を目指す。

コンファレンス実施イメージ

●ブロックごとに実行委員会を組織し、地域の実情に合わせてコンファレンスの趣旨・目的を設定

●趣旨・目的に沿って下記の取組例を参考にコンファレンスを構成し、参加者の理解を深め、意識啓発を図る

例1 障害者と日頃交流する機会がない参加者が、障害について理解を深めるための、障害者本人による学びの成果発表や、思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 実践者のネットワーク構築に資する、各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催

目指す成果

- 全国各地における障害理解の促進
- 実践者同士の学び合いによる担い手の育成
- 障害者の学びの場の拡大

実施規模

- 全国 5～6カ所程度
- 全国をブロックに分け、複数の都道府県の関係者を対象として実施（目安として、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄ブロックなど）
- 開催期間は1～2日間を想定（複数回の開催も可能）

参加者

- 100～200名程度を想定
- 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

事務局・予算

- 【事務局】「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託団体と都道府県・市町村職員等を中心に、実行委員会を構築
- 【予算】 1カ所100万円程度



実施例イメージ（文部科学省主催「超福祉の学校」平成30年11月）



コンファレンス (Conference)

会議、協議会
関係者間で共有する問題
について協議すること

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、
生きる共生社会の実現